

## 設置の趣旨等を記載した書類（先進学際科学専攻）

### 目次

1. 設置の趣旨及び必要性 .....	2
2. 学府、専攻等の名称及び学位の名称.....	4
3. 教育課程の編成の考え方及び特色 .....	5
4. 教育方法、履修指導、研究指導の方法及び修了要件.....	8
5. 基礎となる博士前期課程との関係 .....	10
6. 多様なメディアを高度に利用して、授業を教室以外の場所で履修させる場合	10
7. 「大学院設置基準」第14条による教育方法の実施.....	10
8. 入学者選抜の概要 .....	12
9. 教員研究実施組織の編成の考え方及び特色.....	13
10. 研究の実施についての考え方、体制、取組.....	14
11. 施設、設備等の整備計画 .....	15
12. 2以上の校地において教育を行う場合.....	16
13. 管理運営 .....	16
14. 自己点検・評価.....	17
15. 情報の公表.....	18
16. 教育内容等の改善のための組織的な研修等.....	19

## 1. 設置の趣旨及び必要性

### 1. 1 教育研究上の理念

人類はこれまで、真理の探究を通して新しい「知」を創造し、QoLの向上、文化の発展、新たな価値の創出、社会の変革を導き、今日の高度文明社会を築いてきた。近年では、人工知能(AI)のような革新的・先端的な技術を生み出すなど、人類が積み上げてきた「知」は、知識や技術の飛躍的な発展を通じて、社会にさらなる成長と変革をもたらしている。一方で、現代のグローバル化が加速する世界における複雑化した社会課題を解決し、社会に変革を起こすイノベーションを生み出すためには、複数の学問分野や専門知識を統合し、異なる視点から学際的なアプローチで分析・解析することが不可欠である。第7期科学技術・イノベーション基本計画に向けた学術分科会としての意見(2024年8月23日)では、近年のAI技術の急速な発展が我々の想像を遥かに超えた地殻変動を起こしていると指摘されており、組織や専門領域を超えた多様な知を融合させることのできる人材育成が必要である。このような現代社会においては、学際的な視点を持ち異分野とのコミュニケーションを図りながら、最新のAI・数理・データサイエンス手法を理解し実践できる高度職業人材が求められている。

世界に目を向けると、日本は依然として世界デジタル競争ランキングで67か国・地域のうち総合31位と低迷している(スイス国際経営開発研究所, 2024年)。高等教育での教師1人当たりの学生数、100人当たりの無線ブロードバンドの普及率、国民と政府間のやり取りを促進するオンラインサービスの活用、世界のロボットに占めるシェア、ソフトウェア違法インストール対策の割合では高評価を得ている一方、上級管理職の国際経験(67位)、デジタルスキルの習得(67位)、企業の機会と脅威に対する対応の速さ(67位)、ビッグデータや分析の活用(64位)など、低評価となっている。これらの評価にも見られるように、高度な情報・デジタル技術やAIに代表される最新のデータ駆動型手法を踏まえて他分野と連携・協働する学際教育を受けたリーダー人材の養成が、日本社会で十分に確立しているとは言い難い。日本の科学技術分野において国際競争力を強めていくために、大学をはじめとする高等教育機関において、「高度な専門性」と「学際的な視点」を持ち、最新の「情報・デジタル・数理」技術・手法を理解し実践できる高度職業人材を育成することがこれまで以上に望まれている。産業界からも「世界で通用する情報技術を使いこなせる人材を育てることの重要性」が指摘され、「分野横断型の発想で、デジタル情報技術を駆使しながら社会の様々な課題を解決できる人材」が求められている。加えて学際領域において、情報関連技術やAI等のデータ解析手法に関する教育や研究推進のための体系だったカリキュラムは限られている。高い専門性と学際的な視野を持ち、AI・数理・データサイエンス手法の開発・応用・実践を担うグローバル高度職業人材を輩出するためには、出口を明確にし、新しい教育理念のもと、既存の教育組織を新しい組織へと発展させることが必要である。

### 1. 2 先進学際科学専攻の設置の必要性

東京農工大学は、令和5年度「地域中核・特色ある研究大学強化促進事業(J-PEAKS)」に採択された研究大学であり、『使命志向型教育研究—美しい地球持続のための全学的努力』を基本理念とし、全学協働で社会に役立つ科学技術の創生や人材の輩出による持続発展可能な未来社会の創生を目指している。農学・工学を両輪とする我が国のなかでもユニークな2学部制の東京農工大学では、学長のリーダーシップのもと「農学、工学及びその融合領域における科学的探究を通じ、次の時代のあるべき姿を示し努力するすべての人を尊重し、人の価値を知的に社会的に最大に高める世界第一線の研究大学となることを目指す」ことを重要なビジョンの一つとして掲げ、国際的に卓越した大学院を形成し、教育研究環境の基盤を強化することとしている。J-PEAKSで掲げる提携大学との連携による知の結集を共通理念として、当該大学院では、現代の

新たな社会課題に対して、計測科学、計算科学、データ科学を三位一体として連携・融合し、AI・数理・データサイエンス手法を活用して、新しい知の創造へと導くことのできるグローバル高度職業人材を育成する。このような人材の育成には、先進的な学際教育・研究を柱の一つとした大学院教育組織の設置が必要である。

令和7年4月から「先進学際科学府 先進学際科学専攻」(修士課程)が開始した。修士課程(博士前期課程)に続く今回の博士課程(博士後期課程)の設置に際しては、既存の生物機能システム科学専攻と早稲田大学との共同専攻である共同先進健康科学専攻との連携を発展させ、本学の強みである食料・環境、資源・エネルギー、ライフサイエンス分野の基盤教育研究力に「情報・デジタル及びAI・数理・データサイエンスに関する教育研究力」を結集した新たな専攻として整備する。併せて先進学際科学専攻(博士後期課程)の設置に伴い、同学府に設置している先進学際科学専攻(修士課程)を先進学際科学専攻(博士前期課程)への課程変更を行い、博士前期課程から博士後期課程への一貫した教育体制の構築を行う。これらの組織改組により異分野協創による学際的研究教育への展開と新たな知の創造を指向する。農学・工学間の協働の視点を持ち、社会課題を解決するために分野横断的な新分野を開拓し、次世代の情報・デジタル未来社会の創生に取り組めるグローバル高度職業人材を輩出することで、我が国のデジタル国際競争力向上に貢献するものである。

### 1. 3 先進学際科学専攻において養成する人材像

東京農工大学は、これまでの大学院課程で培ってきた農学、工学及び融合領域における学術の理論及び応用を教授、研究し、その深奥を究めて科学技術の高度化及び学際化に対応し、独創性と実行力を備え、高度の専門能力、確かな研究能力及び教育能力を持つ職業人、研究者又は教育者の育成を行ってきた。当該大学院では、本学の理念と学府・専攻の教育目的に応じて、高度で専門的・学際的知識の習得と知の開拓に強い意志を有し、最新の科学技術の展開に関心を持ち、実践的に行動する意欲を持った学生を国内外から広く受け入れている。先進学際科学府では、上記の人材育成の基本方針を基盤に、関心・意欲の高い学生を受け入れ教育することで、以下に挙げる人材の育成を目的としている。

- ・ 農学・工学に情報・デジタル・数理技術を融合した教育研究を基盤に専門的な知識や学際的な視野を習得し、新たな価値の創出に果敢に挑戦する人材 (DP の観点 A,B)に関連)
- ・ 地球規模の社会・環境問題を共有し、世界の国々と地域の文化や歴史的な背景を考察し、対話する能力を有し、世界の人類の生活と食との関わりについて明確な指針が示せる高い見識を持つ人材 (DP の観点 B,C) に関連)
- ・ 産業界や学術界における国際的なニーズの潮流を理解し、卓越したコミュニケーション力により国際社会で活躍できる人材 (DP の観点 C,D) に関連)
- ・ 「予測情報」、「資源・エネルギー」、「健康・福祉」、「食料・環境」の教育研究分野に精通し、これらを融合することで先進的学際領域を開拓し、研究リーダーとして活躍できる人材 (DP の観点 A,C,D) に関連)

### 1. 4 学位授与の方針 (ディプロマ・ポリシー, DP)

先進学際科学専攻では、本学の基盤である農学・工学の自然科学領域を中心とした高度な専門的・学際的知識の習得と知の開拓に強い意志を持ち、最新の情報・デジタル技術やAI・数理・データサイエンス手法を理解し、それらを応用し国内外の複雑で多様化した諸課題を解決し、次世代の持続社会の創成に取り組む国際通用性を兼ね備える**高度職業人材**の育成を目的としている。この目的を踏まえて、本専攻の課程修了に当たっては、全学で定めた大学院のディプロマ・ポリシーに基づいた能力を身に付けるとともに、所定の単位数を修得し、かつ、研究指導

を受け、博士論文審査及び最終試験に合格した者に、その専門性に基づいて博士の学位を授与する。

#### <先進学際科学専攻のディプロマ・ポリシーDP>

- A) 最先端の研究成果につながる農学又は工学に関する高度で専門的な知識や実験・計測技術を幅広く身に付け、情報・デジタル技術やAI・数理・データサイエンス手法を応用した最先端の研究や技術開発に必要な知識・技術を身に付けていること。
- B) 深い教養に加えて先端かつ高度な専門性を身に付け、社会の発展に寄与する強い意思と研究意欲を有し、高度職業人材としての社会的使命を理解し、社会の一員として社会的責任を意識し、高い倫理観を身に付けていること。
- C) 自らの専門分野において社会に求められる課題を設定する能力を有し、国内外の研究者や技術者などと協働し、必要に応じて他分野へ展開しながら課題解決へと導くための学際性や多面性と創造的リーダーシップ力を身に付けていること。
- D) 研究成果を発表するための資料作成方法や実験データの整理法を習得し、論理的な考察に基づく実践的なプレゼンテーション能力を身に付け、グローバル人材として、相手の国籍・人種・性別を問わず的確な質疑応答や議論ができるコミュニケーション能力及びそのために必要な語学力を身に付けていること。

#### 1. 5 入学定員及び人材需要の見通し

先進学際科学専攻は3年の課程の博士後期課程であり、入学定員は27名と設定する。入学定員の設定に当たり、先進学際科学府修士課程学生を対象とした大学院博士後期課程（博士課程）への進学希望調査を実施（令和7年9月24日現在で回答があった学生は104名）した。その結果、「博士後期課程に進学したい」学生は全体の約19%（20名）であり、そのうち「先進学際科学専攻に進学したい、進学先の候補として検討したい」学生は約90%（18名）であった。

このことに加え、現行の生物システム応用科学府博士後期課程においては、博士後期課程から入学する社会人学生は過去5年平均で3.4名、留学生は過去5年平均で9名おり、高い水準となっている。このことから、先進学際科学専攻においても同様の比率を想定した場合には約12.4名の学生が上記に加えて見込まれる（合計30.4名）。

また、先進学際科学専攻が養成する人材のニーズについて確認するため、本学に対し求人を行った企業を対象に調査を実施した（令和7年9月24日現在で、回答があったのは電気、化学、食品、建設、コンサルティング等様々な業種の86社）。「情報・デジタル技術やデータサイエンスに対する課題解決のための高度な専門性、リーダーシップ力」の必要性を尋ねた設問に、「必要である」と回答した企業は全体の約91%（77社）であり、また「国際的なニーズを理解し、卓越したコミュニケーション能力を活かして活躍できる力」の必要性を尋ねた設問に「必要である」と回答した企業は70%（59社）であった。このことから、本専攻の教育内容、養成する人材像等についての産業界からの期待を十分に確認することができた。

以上の修士課程学生へのアンケート調査データ、既存専攻の入学者実績及び求人企業へのアンケート調査のデータを総合的に検討した結果、質を担保しつつ定員を充足することが可能であると判断した。

#### 2. 学府、専攻等の名称及び学位の名称

## 専攻の名称：先進学際科学専攻 (Department of Advanced Interdisciplinary Science)

先進学際科学専攻における学位は農学及び工学の分野にまたがっており、授与する学位に付記する専攻分野の名称は、専攻の教育研究の趣旨に照らし、**博士(農学)**、**博士(工学)**、**博士(応用情報学)**、**博士(学術)**とする。また、英語名称は、国際通用性の観点からそれぞれ **Doctor of Philosophy in Agricultural Science**、**Doctor of Philosophy in Engineering**、**Doctor of Philosophy in Applied Informatics**、**Doctor of Philosophy** とする。本専攻のカリキュラム・ポリシーに則って所定の課程修了要件を満たした者に、その学修成果の内容に応じて上記いずれかの学位を授与する。授与する学位はコース会議を経て先進学際科学府教授会が承認することによって決定する。

### 3. 教育課程の編成の考え方及び特色

#### 3. 1 先進学際科学専攻

生物機能に立脚したシステム科学に関する農工融合教育を基軸に、情報・デジタル及びAI・数理・データサイエンスを取り入れた教育課程を編成する。本専攻では2つのコース（予測情報学コース、融合科学コース）を設置する。予測情報学コースは、高度で革新的な計測・情報・デジタル技術などの情報学領域を基盤とし、人工知能、機械学習、画像処理、情報通信などの分野に関連する教育を行う。融合科学コースは、農学と工学の自然科学領域を基盤とし、エネルギーデバイス材料、バイオマス資源、医療介護ロボット、土壌・農薬開発などの分野に関連する教育を行う。

教員は工学系と農学系の分野から構成され、特定の分野の知識・技能だけではなく、関連する分野の基礎的な素養を養うとともに、学際的な分野への対応能力を含めた専門的知識を活用・応用する能力を養う。専門科目は、融合教育を強化するため四学期制とし、1学期（春学期、1Q）・3学期（秋学期、3Q）には専門の根底にある基礎的な概念や考え方を身に付けることができる「専門基礎科目」により学際的な先端研究の計画、遂行能力を養うための高度な基礎科目を開講し、2学期（夏学期、2Q）・4学期（冬学期、4Q）にはより専門性の高い「専門応用科目」により各専門分野で先導的な研究の実施能力を養うため先端的科目をそれぞれ開講し、さまざまな分野で学部～修士教育を受けてきた学生が幅広い分野の基礎的な素養を身に付けることができるようにする。

#### 3. 2 カリキュラム・ポリシー

##### <先進学際科学専攻>

世界的な視野に立った研究者に必要となる先端的な専門性と実践的な研究力ならびに学際性を養成するため、分野交流科目及び専門融合・応用科目をバランスよく配置する。さらに、博士論文研究を通じた高度な研究力や課題解決能力を身に付けるための論文研究科目を配置し、先進的かつ学際的な教育研究を実施できるカリキュラムとする。

- ▶ 分野交流科目：DPの観点B),C),D)に対応した実践的英語発表や国内外実習、海外留学を配置することで、社会的使命を深く理解し、グローバル人材として社会に求められる課題を設定し解決する能力を身に付けることができる。
- ▶ 論文研究科目：主として指導教員の下でDPの観点A)に対応する研究力を高めながら、DPの観点C),D)に対応するセミナー及び研究系の科目を配置している。
- ▶ 専門基礎科目・専門応用科目：コースごとに各分野における専門科目を配置し、DPの観点A)に対応する専門性やDPの観点B)に対応する社会性を深く理解することにつながる科目から構成される。

学修成果を評価する方法：DPで定める能力を身に付けた研究者・技術者・教育者などの高度職業人材を育成するために、講義科目の成績は試験、レポート等で評価する。授業科目の試験の成績

は、S・A・B・C及びDの5種類の評語をもって表し、S・A・B及びCを合格とし、Dを不合格とする。合格した者には所定の単位を付与する。また、博士論文については、学位審査委員会による論文審査及び最終試験を厳格に行う。

カリキュラム・マップ

科目区分		授業科目の名称	単位数	DPの観点				
				A	B	C	D	
啓発科目	総合知	尖端研究力 養成科目	研究倫理・安全教育発展D		○			
分野交流科目			先進実践英語発表I	1			○ ○	
			先進実践英語発表II	1			○ ○	
			先進学際国内外実習	1		○		
			先進学際科学府特別講義	1			○ ○	
科目	論文研究		先進学際科学特別セミナー	2		○ ○ ○		
			先進学際科学特別研究	6	○ ○ ○			
専門基礎科目	予測情報学コース		先進計測情報学特論I	1	○ ○			
			先進農業環境予測学特論I	1	○ ○			
			先進応用環境計測学特論I	1	○ ○			
			先進数理生物情報学特論I	1	○ ○			
			先進生命環境情報学特論I	1	○ ○			
			先進人工知能応用特論I	1	○ ○			
			先進材料情報学特論I	1	○ ○			
			先進統計数理情報学特論I	1	○ ○			
			先進農業環境情報学特論I	1	○ ○			
			先進微生物情報科学特論I	1	○ ○			
			先進応用環境予測学特論I	1	○ ○			
			先進分子構造情報学特論I	1	○ ○			
			融合科学コース			先進物質機能設計特論I	1	○ ○
	先進エネルギー材料物性特論I	1				○ ○		
	先進エネルギー変換技術特論I	1				○ ○		
	先進環境物質分析特論I	1				○ ○		
	先進地盤環境学特論I	1				○ ○		
	先進健康福祉センシング特論I	1				○ ○		
	先進エネルギーシステム工学特論I	1				○ ○		
	先進健康福祉電気電子工学特論I	1				○ ○		
	先進健康福祉ロボティクス特論I	1				○ ○		
	先進健康福祉バイオエレクトロニクス特論I	1				○ ○		
	先進健康福祉コンピューティング特論I	1				○ ○		
	先進健康福祉知覚認知処理特論I	1				○ ○		

専門応用科目	予測情報学コース	先進 RNA 生物情報学特論 I	1	○	○		
		先進食料資源機能創製特論 I	1	○	○		
		先進物質機能分析特論 I	1	○	○		
		先進物質機能制御特論 I	1	○	○		
		先進健康福祉データ駆動型制御特論 I	1	○	○		
		先進エネルギー材料設計特論 I	1	○	○		
		先進資源エネルギー工学特論 I	1	○	○		
		先進食料資源安全科学特論 I	1	○	○		
		先進生物環境応答特論 I	1	○	○		
		先進健康福祉システム工学特論 I	1	○	○		
		先進環境物質循環特論 I	1	○	○		
		先進食料生産システム特論 I	1	○	○		
	融合科学コース	先進計測情報学特論 II	1	○	○		
		先進農業環境予測学特論 II	1	○	○		
		先進応用環境計測学特論 II	1	○	○		
		先進数理生物情報学特論 II	1	○	○		
		先進生命環境情報学特論 II	1	○	○		
		先進人工知能応用特論 II	1	○	○		
		先進材料情報学特論 II	1	○	○		
		先進統計数理情報学特論 II	1	○	○		
		先進農業環境情報学特論 II	1	○	○		
		先進微生物情報科学特論 II	1	○	○		
		先進応用環境予測学特論 II	1	○	○		
		先進分子構造情報学特論 II	1	○	○		
		先進物質機能設計特論 II	1	○	○		
先進エネルギー材料物性特論 II	1	○	○				
先進エネルギー変換技術特論 II	1	○	○				
先進環境物質分析特論 II	1	○	○				
先進地盤環境学特論 II	1	○	○				
先進健康福祉センシング特論 II	1	○	○				
先進エネルギーシステム工学特論 II	1	○	○				
先進健康福祉電気電子工学特論 II	1	○	○				
先進健康福祉ロボティクス特論 II	1	○	○				
先進健康福祉バイオエレクトロニクス特論 II	1	○	○				
先進健康福祉コンピューティング特論 II	1	○	○				
先進健康福祉知覚認知処理特論 II	1	○	○				
先進 RNA 生物情報学特論 II	1	○	○				
先進食料資源機能創製特論 II	1	○	○				
先進物質機能分析特論 II	1	○	○				
先進物質機能制御特論 II	1	○	○				
先進健康福祉データ駆動型制御特論 II	1	○	○				

	先進エネルギー材料設計特論Ⅱ	1	○	○		
	先進資源エネルギー工学特論Ⅱ	1	○	○		
	先進食料資源安全科学特論Ⅱ	1	○	○		
	先進生物環境応答特論Ⅱ	1	○	○		
	先進健康福祉システム工学特論Ⅱ	1	○	○		
	先進環境物質循環特論Ⅱ	1	○	○		
	先進食料生産システム特論Ⅱ	1	○	○		

#### 4. 教育方法、履修指導、研究指導の方法及び修了要件

##### 4. 1 先進学際科学専攻の履修方法に関する基本的な考え方

###### ① 分野交流科目を通じた実践英語教育

国際的に通用する博士人材となるために、研究成果を第三者に正確に英語で表現できる技術を身に付けさせることを目的として、語学教員や外国人教員の協力のもとに模擬国際会議を開催して指導する。また、優れた英語論文を数多く学会発表した学生に対するきめ細かな英語表現の個別指導を行い、国際的に評価される論文作成の能力の向上を図る。

###### ② 論文研究科目による先端研究

自身が所属する各コースの論文研究科目（特別セミナー及び特別研究）を通じて、それぞれのコースにおける専門的な研究討論技術及び高度な専門的知見による実験研究手法を習得することができる。

###### ③ 専門分野での融合教育

融合教育を強化するため、1学期には、専門の根底にある基礎的概念、考え方を身に付けることができる「専門基礎科目」を、3学期にはより専門性の高い「専門基礎科目」をそれぞれ提供し、さまざまな分野で学部～修士教育を受けてきた学生が幅広い分野の基礎的な素養を身に付けることができるようにする。

##### 4. 2 先進学際科学専攻の履修指導・研究指導

###### <1年次1・2学期>

「分野交流科目」のうち「先進実践英語発表Ⅰ」では主指導教員、副指導教員、ネイティブスピーカー、留学生などを含めて、国際会議の（ポスターも含む）発表を想定した発表会を行う。説明ならびに質疑応答を英語で行い、英語によるプレゼンテーション能力を高める。1・2学期にそれぞれ開講される「専門基礎科目」及び「専門応用科目」については、1年次3学期まで一貫したコースワーク設計となるように主指導教員、副指導教員が指導し、学際的な研究分野に対応できる能力を身に付ける。必修科目である「論文研究科目」（通年）のうち、「先進学際科学特別セミナー」では研究課題に関連した分野の論文調査研究、その総説としての取りまとめについて指導し、研究課題の国際的な位置づけ、新規性、優位性、波及効果等に関して「研究計画発表会」を実施し、指導教員及びそれ以外の教員を含めた指導・評価を行う。これらの評価で認められた場合に、当該の単位を認定する。このときに最も適切な取得希望の学位の種類を選択するか方針を確定する。「先進学際科学特別研究」では、主指導教員、副指導教員の指導の下で、それぞれの専門分野に隣接する特定課題について文献調査及び研究テーマ分析を行わせて、幅広く対応できる素養を身に付けさせる。

###### <1年次3・4学期>

「分野交流科目」のうち「先進実践英語発表Ⅱ」では国際会議などの場において英語で効果的な

プレゼンテーションを行い、外国人研究者とコミュニケーションがとれることを目的として、主指導教員、副指導教員が指導助言し演習を行い、実際に国際学会等で発表を行う。「専門基礎科目」、「専門応用科目」については1年次3学期に設定したコースワーク設計に基づいて履修させる。

<2年次1・2学期>

1年次の「論文研究科目」の学習を踏まえて、学生の研究課題に即した研究指導を行い、学位論文の具体的な推進を図る。主指導教員、副指導教員との議論、助言により学位論文作成への方向性を明確化する。

<2年次3・4学期>

「論文研究科目」の学習・研究指導を踏まえて、最終的な研究計画を策定させ、主指導教員と副指導教員より博士学位論文研究計画遂行のための研究指導を行う。研究の進捗状況について「博士論文中間発表会」を実施し、主指導教員、副指導教員及びそれ以外の教員を含めた討論により、学位論文の方向性を確認し、取得を目指す学位の種類を確定する。

<3年次1・2学期>

主指導教員、副指導教員の指導の下、博士後期課程の修了要件を満たす大学院学生が決定次第、博士論文作成のための計画立案、研究遂行、論文作成の指導を行う。なお、学位論文の審査基準については本学ウェブサイトにおいて周知を行っている。

<3年次3・4学期>

学位論文予備審査の資料を作成し、予備審査委員会による査読及び修正指導の審査を受ける。ここで、学位論文予備審査には、5名以上の審査委員を選定する。審査委員は、本専攻内の教員の他、必要に応じて専攻外からの教員から構成する。なお、論文研究を指導した教員が審査委員主査候補者として選出された場合は、その分野の特殊性や公平性についてコース長が説明し、教授会で審議する。予備審査に合格した者は、学位論文審査願、学位論文及び関係書類を提出したうえで、主指導教員、副指導教員の指導を受け研究を続行し、研究成果をもとに学位論文を作成する。また、審査委員会（予備審査委員会と同様に5名の教員で構成）を編成し、論文を中心にこれに関連する科目の試験を行う。最終試験においては、学位論文の審査の他、英語プレゼンテーション能力、コミュニケーション能力を審査の基準とする。審査委員会は審査結果を専攻長を経由して教授会へ報告し、審議の結果認められた者は、博士後期課程を修了するとともに、博士の学位が授与される。

#### 4. 3 先進学際科学専攻の修了要件

当該課程に3年以上在学し、必修科目を含め12.5単位以上を修得し、かつ必要な研究指導を受けたうえで、博士論文の審査及び最終試験に合格すること。ただし、在学期間に関しては、特に優れた研究業績を上げた者については、当該課程に3年（修士課程又は博士前期課程における在学期間(当該課程に標準修業年限以上在学し修了した者にあつては2年、当該課程を2年未満の在学期間をもって修了した者にあつては当該在学期間)を含む。)以上在学すれば足りるものとする。なお、教育上有益と認めるときは、他の大学院の授業科目の履修を認め、本専攻が指定する範囲内で、本専攻の修了に要する単位数に算入することができるものとする。

#### 4. 4 研究の倫理審査体制

本専攻における研究内容の倫理性について確認を行う体制を、本学府内で合議の上構築する。研究実施に当たっての倫理審査は、原則として東京農工大学の規定に従い行う。倫理審査委員会等への届出内容等については学府長と共有・管理を行い、研究計画書、倫理審査申請書等を作成する前に研究倫理等の重要性を学んだ上で作成に当たる。なお、倫理違反が判明した場合は、直

ちに研究を中止するとともに、倫理審査委員会の管理下において被害を調査し、適切に対処する。

本学は、「東京農工大学における研究活動上の不正行為の防止及び対応に関する規程」を制定し、これに基づき、本学に所属する教員、研究員、技術職員、事務職員、研究生、大学院生、学部学生など研究に携わるすべての者（以下「本学研究者等」という。）が尊重すべき事項を示し、「東京農工大学憲章」、「東京農工大学研究者行動規範」及び「東京農工大学研究者等の倫理に関するガイドライン」に基づいて、本学研究者等の活動の信頼性と公正性を高めることを目的として定めている。

また、人を対象とする研究の計画及び実施に関し、「国立大学法人東京農工大学人を対象とする研究の実施に関する規程」を制定し、本学研究者等に対し、人を対象とする研究を計画・実施する場合は、事前に研究倫理審査事務局に倫理審査を受けることを義務付けている。

これらの情報は、本学ウェブサイトに掲載することで周知している。また、本学では、高い倫理観を持って公益性、透明性、国際性のある先端研究を遂行し社会に展開するための養成科目として、研究倫理に関する教養科目を必修としていることに加え、本学研究者等を対象とした定期的な倫理講習会の開催、APRIN eラーニングプログラム（eAPRIN）による研究倫理教育の受講を義務付けている。

## 5. 基礎となる博士前期課程との関係

令和7年4月から「先進学際科学府 先進学際科学専攻」（修士課程）を設置しており、今回の博士課程（博士後期課程）の設置に際しては、同学府の先進学際科学専攻（修士課程）を先進学際科学専攻（博士前期課程）へ課程変更を行い、博士前期課程から博士後期課程への一貫した教育体制の構築を行う。

本学の農学・工学の自然科学領域を基盤に、高度で革新的な計測・情報・デジタル技術を融合した新たな教育理念のもとで幅広い分野の教育研究活動を行う。

## 6. 多様なメディアを高度に利用して、授業を教室以外の場所で履修させる場合

新型コロナウイルスの感染拡大の折に習得したノウハウを活かし、TV会議システム等のオンラインツールを活用した同時双方向型及びオンデマンド型の授業形式や、ICT設備を備えた講義室を使用し、対面授業と同時双方向型授業のハイブリッド開講など、対面授業を主として開講するものの、多様な学生のニーズに対応可能な体制が整っており、これらを最大限に活かしていく。キャンパスが分かれることのデメリットを最小とし、同時双方向型講義のシームレスなオンライン接続を可能とするため、講義室等に設置された既存のシステムを使用する。

## 7. 「大学院設置基準」第14条による教育方法の実施

### 7. 1 標準修業年限

標準修業年限は3年とする。

### 7. 2 履修指導及び研究指導の方法

研究指導教員は、履修計画について個別に学生の相談に応じ、随時面談等により指導・助言を行う。社会人学生など教育上特別の必要があると認められる場合には、夜間その他特定の時間又

は時期において、授業又は研究指導を行う等の適当な方法により教育を行う。

研究指導においては、主指導教員に加えて副指導教員1名を配置し、研究指導體制の充実を図り、博士論文完成までの一貫した指導を行う。入学時において、学生と研究指導教員との間で個別に相談の上、履修スケジュールを策定した上で研究指導を行うこととする。

### 7. 3 授業の実施方法

教育方法の特例による履修を希望する学生については、研究指導教員が相談に応じ、夜間や休日等の特定の時間において履修計画に支障がないよう便宜を図る。

### 7. 4 教員の負担の程度

夜間、休日開講等の特例措置の授業を担当する教員については、専門業務型裁量労働制の適用に基づき、過剰な負担が生じないように調整を行う。

### 7. 5 図書館・情報処理施設等の利用方法や学生の厚生に対する配慮、必要な職員の配置

学生が利用する府中図書館及び小金井図書館の開館時間は、平日8時45分から21時まで、土曜日は10時から17時（府中図書館）、12時30分から19時30分（小金井図書館）、日曜日は13時から17時まで開館しており、社会人学生の就学を支援する体制が整っている。情報処理施設である総合情報メディアセンターは、府中サービスデスク、小金井サービスデスクを設置しており、平日10時から17時まで対応している。食堂、書籍販売等の福利施設も府中及び小金井キャンパスにおいて営業されている。

### 7. 6 入学者選抜の概要

入学者選抜の概要については、「8. 入学者選抜の概要」のとおりである。

### 7. 7 必要とされる分野であること

本大学院は、計測科学、計算科学、データ科学を三位一体として連携・融合した分野の教育・研究により現代の新たな社会課題に対して新しい知の創造へと導くことのできるグローバル高度職業人材を育成することを目的としている。「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画2025年改訂版（R7.6.13閣議決定）」等の政府文書において、産学官連携を通じた博士人材等の活躍促進やAI・データの専門家を含むデジタル人材育成の重要性について示されており、本大学院において育成する人材像と一致している。

### 7. 8 大学院を専ら担当する専任教員を配置するなどの教員組織の整備状況

本専攻は、農学研究院及び工学研究院等より選抜された工学系と農学系の分野の教員35名から構成される。学際分野での国際的に認められる業績を有する教員で構成し、カリキュラムの運用は農学又は工学の専門分野に基盤を置きながら、新たに情報分野を取り込んだ先進的な学際領域の創生に取り組める体制としている。本専攻を専ら担当とする専任教員の配置はないが、学生1人につき、本専攻の主指導教員1名と副指導教員1名を配置し、先進性や学際性の富んだ研究の実施に向けて副指導教員については指導資格の審査を前提に、他学府の専任教員でも担当できるような研究指導體制を整える。

## 8. 入学者選抜の概要

先進学際科学専攻の入学定員は27名とし、各コースの募集人員は以下のとおりである。本学の大学院博士前期課程を修了した者に加え、他大学の大学院修了者等を対象とした一般入試を実施し、公的研究機関、民間企業等で研究活動に従事した経験のある者を対象とした社会人特別選抜や、外国人留学生を対象とした選抜を実施し、社会人や外国人留学生等を広く受け入れる。なお、入学時期は4月及び10月とする。

- ・ 予測情報学コース 5名
- ・ 融合科学コース 22名

### 8. 1 先進学際科学専攻が求める学生像（アドミッション・ポリシー）

本専攻の養成する人材像及び教育課程での学修において求められる資質、素養、能力等は、以下のとおりである。

- ・ 専門分野における修士レベルの学力を有し、関連する知識や技術を習得しており、複数の学問分野の視点や方法論に基づき学際的な専門的知識や技術の習得に対して意欲がある者
- ・ 自身の専門分野に関連する高度な最新情報・デジタル・数理技術に関する知識・技術を習得することに意欲がある者
- ・ 現代社会の複雑な問題について理解し、その中から様々な課題を自ら提案し、その解決に必要な交渉力や思考力、協働学習能力や折衝力・検証能力を身に付け、解決へと導く能力の習得に意欲を持つ者
- ・ 学術界や産業界における国際的なニーズの潮流を理解し、卓越したコミュニケーション力により国際社会で活躍するために必要な基本的な語学力（英語力）を持つ者

### 8. 2 入学者選抜の実施について

#### （1）一般選抜

高度な専門的・学際的知識の習得と知の開拓に強い意志を有し、最新の科学技術の展開に関心を持ちつつ、実践的に行動する意欲を持った学生を国内外から広く受け入れるための選抜として、学力検査（筆答及び口述）により「関心・意欲」「知識・技能・理解」「思考力・判断力・表現力」「主体性・協働性」に加えて英語によるコミュニケーション力（外部テストのスコア又は出身大学の成績）などを総合的に評価する。

ただし、筆答試験免除を志望する者に対しては、口述試験と出身大学の成績証明書の両方を総合して評価する。

#### （2）社会人特別選抜

研究機関、民間企業等で研究活動に従事した経験のある者を対象として、高度な専門的・学際的知識の習得と知の開拓に強い意志を有し、最新の科学技術の展開に関心を持ちつつ、実践的に行動する意欲を持った学生を選抜する。そのために専門科目について学力検査（筆答試験及び口述試験）を課す。ただし、成績優秀で筆答試験によらずとも十分な学力があると判断できる者には、筆答試験を免除し、提出書類と口述試験を総合して選抜を行う場合がある。

なお、大学院設置基準第14条に基づく教育方法の特例を適用し、その教育は夜間その他特定の時間又は時期において授業又は研究指導を行う等の社会人学生に合わせた措置をとる。

#### （3）留学生特別選抜

外国人留学生を対象として、高度な専門的・学際的知識の習得と知の開拓に強い意志を有し、

最新の科学技術の展開に関心を持ちつつ、実践的に行動する意欲を持った学生を選抜する。そのために、これまでの研究成果と研究業績及びこれからの研究計画に関する申請書類に基づく書類選考と専門科目に関する口述試験を課す。

なお、外国に在住・在学する者で受験するために来日が困難な場合は、遠隔会議システムなどを用いた口述試験を実施する。

## 9. 教員研究実施組織の編成の考え方及び特色

### 9. 1 教員組織の編成

本学府先進学際科学専攻の教員群は、農学研究院、工学研究院等より選抜された教員 35 名（教授 20 名、准教授 14 名、講師 1 名）から構成する。本専攻では 2 つのコース（予測情報学コース、融合科学コース）を設置し、教員は工学系と農学系の分野から構成される。

すべての教員が農学、工学又は関連分野での博士号を有し、学際分野での国際的に認められる業績を有する教員で構成する。本学専任教員が主体となってカリキュラムを運用し、農学又は工学の専門分野に基盤を置きながら、新たに情報分野を取り込んだ先進的な学際領域の創生に取り組める体制とする。

なお、本専攻の専任教員は農学研究院、工学研究院等を本務先としており、教員の所在地は府中キャンパス又は小金井キャンパスとなる。また、所属学生も指導教員の所在地に応じて、いずれかのキャンパスの研究室にて研究活動に取り組む。教員及び学生が両キャンパスへ分散するものの、履修や研究指導に不都合が生じないように、時間割作成時に配慮（例えば、ある曜日は府中キャンパスのみの開講）をする。また、多くの教員が小金井キャンパスに所在するとともに、事務組織も現行の生物システム応用科学府事務室が引き継ぐこととなるため小金井キャンパスに常駐する。一方で、府中キャンパス内に本学府のサテライトオフィスとして事務室、講義室を用意している。事務室には事務職員を常駐させ、オンラインによる会議や研究指導、講義を滞りなく実施するための環境整備を行う。本専攻では、キャンパスが異なることによる教員や学生の負担をより軽減するとともに、キャンパス間で格差が生じないための対応をとる。小金井キャンパスにも、府中キャンパスを主たる所在とする学生及び教員が自由に利用できるサテライトオフィスを用意する。本専攻設置にあたって、両キャンパスにおいて本学府所属の教員・学生が不便を感じることなく行き来しながら教育・研究に取り組めるように、大学として全面的にサポートし責任をもって整備をする。

### 9. 2 教員組織の特色

農学府・工学府の 2 学府を有し、農学又は工学分野において基礎研究だけでなく応用研究でも先端の実績を有する東京農工大学の強みを先進学際科学府に結集する。そして、本専攻での教育・研究資源を最大限発揮させるため、多様性を持ち、かつ求心力のある教育組織を編成する。主な特徴は以下のとおりである。

- ・本専攻の教育体制は、先進学際科学府の教育研究の発展に貢献することができる計 35 名の教員から構成される。高度専門職業人材育成の意義を十分理解し、AI・数理・データサイエンス教育の充実など新たな教育プログラムの実施・発展に意欲を持つ教員で組織される。
- ・本専攻は先進学際科学府内の独立専攻であるものの、教員所属の母体である農学研究院、工学研究院及び農学府・工学府と緊密な連携をとりつつ運営する。
- ・博士論文研究を実施する上で、本専攻の専任教員が主指導教員となり、副指導教員 1 名を配置する。先進性や学際性の富んだ研究の実施に向けて、副指導教員については指導資格の審

査を前提に、他学府の専任教員でも担当できるような研究指導体制を整える。

### 9. 3 教員の年齢構成

本専攻に参画する専任教員 35 名の内訳は、工学系 21 名、農学系 14 名で、そのうち教授が 20 名である。

学年進行終了時の令和 12 年 3 月時点における専任教員 33 名の平均年齢は約 50 歳で、年齢構成は 30 代 3 名、40 代 10 名、50 代 17 名、60 代が 3 名となっている。中途退職等に伴う欠員が生じた場合については、学内の所定の手続きを経て全学的な人事計画に沿いながら、先進学際科学専攻の教育・研究に支障が生じないように速やかに後任人事を進める。

## 10. 研究の実施についての考え方、体制、取組

本専攻では、学際分野における研究力強化に向けた取組を進める。教員は研究組織である農学研究院又は工学研究院を本務とし本専攻を兼務する。教員は、先進的な研究活動を推進し、その成果を国際的に発信している。研究力向上のために最先端の研究設備等のインフラ整備は全学的に取り組んでおり、技術職員の適切な配置により、部局を超えた全学的な技術支援や技術協力の取組を行っている。学内の先端産学連携研究推進センターとの連携により産学連携の推進や教員個々の研究成果の産業応用に向けたリサーチアドミニストレーター（URA）によるサポート体制の構築など、研究環境の整備が進められている。加えて、平成 28 年に学内に設置したグローバルイノベーション研究院（GIR）において、海外の国際研究拠点や連携大学との国際共同研究の推進が図れる環境も整備している。本専攻の専任教員の中にも GIR を兼務し、国際共同研究拠点を形成し、先進的な研究成果の創出に取り組んでいる者もいる。

こういった全学的な研究力強化に向けた取組により、大学院における教育と研究に重点を置く研究大学である本学の所属教員の研究レベルは、国際的に高く評価されている。GIR では著名外国人研究者を招聘し、各研究分野での最先端研究に関する各種セミナーを実施しており、学生はセミナーを聴講しレポート等の課題を実施した場合に単位を得ることができるようなカリキュラムも導入する。

本専攻では国際的に評価の高い研究力を持つ教員を配置し、大学院博士課程の教育に取り組む体制とする。博士論文研究を実施する上で、「先進学際科学特別セミナー」及び「先進学際科学特別研究」を必修とし、本専攻の専任教員が主指導教員となり、副指導教員 1 名を配置する。先進性や学際性の富んだ研究の実施に向けて、副指導教員については指導資格の審査を前提に、他学府の専任教員でも担当できるような研究指導体制を整える。異なる分野で高い研究力を持つ教員が学生の指導を通じ共同研究を実施することで、新たな学際研究分野を創出につながることを期待される。

本専攻の強みの一つは、農学、工学のいずれかを基盤に持ち、応用情報学を組み合わせた学際研究を推進している教員集団であることであり、研究活動を通じた相互コミュニケーションによる相乗効果で研究力強化が期待できる。専攻に所属する学生の研究分野に対する理解を深めると同時に、自分の研究との関連について考察し、学際的な視点を涵養することができる。

## 11. 施設、設備等の整備計画

### 11. 1 校舎等施設

本専攻に在籍する学生は、所属コースによらず、本学小金井・府中両キャンパス全ての施設・設備を利用できるため、教育環境と資源を共有することが可能となり、教育の充実が図られる。

府中キャンパスの研究講義棟には、講義室 35 室、演習室 39 室、研究室 259 室が設置されており、小金井キャンパスの研究講義棟には講義室 51 室、演習室 28 室、研究室 478 室が設置されている。

教員の研究室は延床面積 5,840 m<sup>2</sup>で、専門分野ごとに研究室を近接させている。また教員個人の研究室とは別に共同研究室を設置して、教育研究活動の円滑な実施に配慮している。

大学院生の自習室として、院生研究室が整備されており、平日は8時から 23 時まで、土日は8時から 20 時まで利用することが可能な体制となっている。

本専攻の講義室、実験・演習室については、既存の講義室等の活用及び一部施設の改修を行うことで対応可能である。また、学生の自習室等については、これまでも多数の大学院生を受け入れていることから、既存の自習室等を活用することで十分に対応可能である。さらに、建物内には有線、無線の LAN 環境が整備されており、大学の ID を使って常時インターネットに接続することができる。学内公衆無線 LAN アクセスネットワークは、学内全ての講義教室をカバーしており、このことにより、講義及び自習でネットワークを自由に利用することが可能である。

### 11. 2 図書資料及び図書館の整備

本専攻に在籍する学生は、所属コースによらず、本学の図書館サービスを楽しむことができる。

本学では、府中及び小金井キャンパスに図書館を有している。両図書館では、各キャンパスに配置している学部及び大学院の学術分野における図書及び雑誌類を中心に体系的に収集整備し、利用者に提供している。

蔵書は、府中及び小金井図書館合わせて約 52 万冊（うち、外国書約 173,000 冊）、学術雑誌約 14,000 種類、電子ジャーナルでは ScienceDirect (Elsevier)、SpringerLink (Springer Nature)、Wiley Online library、Science、Nature、Taylor&Francis (S&T パッケージ)、BioOne Complete など、約 25,000 種類を有している。規模は、府中図書館が 352 席（床面積 3,428 m<sup>2</sup>）、小金井図書館 528 席（床面積 3,479 m<sup>2</sup>）である。また、OPAC システムが稼働しており、全学の所蔵図書の検索を迅速に行うことができる。

府中図書館では、2 階部分を「コモンズエリア（自由に議論しながら研究・学習する空間）」、1 階部分を「静寂エリア（集中して静かに研究・学習する空間）」として目的別に位置づけしている。小金井図書館では、北棟 3 階を無線 LAN やホワイトボードを備えた自由なディスカッションスペース「オープングループワークスペース」としており、その他両図書館において個人用ワークスペースを設置するなど、グループ学習や個人向けの学習に適した多様なニーズに合わせた環境や設備を提供している。

なお、両図書館では、学生の自立的学習を促すための教育支援、及び研究者に対する学術情報提供等による研究支援を行うため、開架方式による閲覧、貸出、返却、ILL（文献複写・相互貸借）のほか、新入生向け図書館オリエンテーション、大学院生を対象とした文献検索オリエンテーションを実施、図書・雑誌の購入のほか、電子ジャーナルやデータベース等の電子資料等の精査充実も進めている。

### 11. 3 遠隔講義システムの導入状況

本学では府中キャンパス、小金井キャンパスの多くの講義室等に遠隔講義システムを導入しており、当該システムを利用することにより支障なく遠隔講義を実施することが可能である。そのほか、全学ライセンスにより Zoom や Teams の有料版の利用が可能で、すべての教室の整備された無線 LAN 環境によりオンデマンド視聴、ライブ配信が可能である。

### 12. 2 以上の校地において教育を行う場合

本専攻の授業は、小金井キャンパス（東京都小金井市）及び府中キャンパス（東京都府中市）において実施する。本専攻を担当する専任教員 35 名のうち 29 名は小金井キャンパス、6 名は府中キャンパスを教育研究活動の拠点としている。各キャンパスの間は、公共交通機関を利用して約 40 分程度、自動車や自転車を利用して約 20 分程度の距離があるが、学生に関しては予測情報学コースの一部の学生（8 名程度）が府中キャンパス、それ以外の学生は小金井キャンパスを拠点に学修を行う。

専攻共通科目等、全学生が一堂に会する授業を実施する場合は、本学独自で整備した TV 会議システムや ICT 設備がある講義室等を活用し、キャンパス間で同時に双方向授業やハイブリッド授業を実施する。対面授業の方がより教育効果の高い授業と判断される場合には、教員や学生の移動時間を考慮した授業間隔を確保するように時間割を工夫し、履修に支障が生じないよう配慮する。これにより、学生の履修における支障は生じないものと考えられるが、万が一、支障が生じる場合には、その都度、個別に対応する。なお、両キャンパスにおいて本専攻所属の教員・学生が不便を感じることなく行き来しながら教育・研究に取り組める体制を、大学として全面的にサポートし責任をもって整備する

## 13. 管理運営

### 13. 1 学府ガバナンスの基本方針

東京農工大学は、20 世紀の社会と科学技術が顕在化させた「持続発展可能な社会の実現」に向けた課題を正面から受け止め、農学、工学及びその融合領域における自由な発想に基づく教育研究を通して、世界の平和と社会や自然環境と調和した科学技術の進展に貢献する。さらに、社会課題解決とその実現を担う人材の育成と知の創造に邁進することを基本理念とする。

先進学際科学府は、この基本理念を踏まえ、高い自主性と倫理性を兼ね備えた高度職業人材を養成することを目的としており、先進学際科学府の業務を掌理する学府長については、学長が、学府から原則として 2 人以上の学府長候補者の推薦を受け、面接により選考の上、任命する。さらには、学府を構成する教員から選ばれた 1 名が副府長として学府長をサポートし、先進学際科学府選出の教育研究評議員となる。

### 13. 2 教授会及び運営委員会

先進学際科学府では、教授会（学府長、副府長、専任教員から構成）を定期的開催し、教育研究に関する重要事項を審議する。具体的には、教育課程の編成に関する事項、学生の入学、課程の修了に関する事項及び学位の授与に関して意見を述べるとともに、学生の在籍に関する事項（入学及び課程の修了に関する事項を除く。）、学生生活に関する重要事項等に関する審議を行っている

る。

また、教授会の運営を円滑に行うため、学府長、副府長、コースから選出された者を構成員とする運営委員会を定期的に開催し、教授会からの委任事項等について本運営委員会において審議、決定する。

### 13. 3 常設委員会

先進学際科学府の恒常的な業務を円滑に処理するため、常設委員会として、学務委員会、入学試験実施委員会を置く。

学務委員会では、教育課程の編成に関する事項、授業科目の設置等に関する事項、授業時間割の編成及びその運用に関する事項、学生の学籍異動等に関する事項、学生の修学指導、成績及び修了に関する事項、その他教授会又は運営委員会から委託された事項等を審議する。

入学試験実施委員会では、学生募集要項に関する事項、入学試験の実施方法に関する事項、入学試験の問題及び答案の取扱いに関する事項等を審議する。

## 14. 自己点検・評価

### 14. 1 全学の自己点検・評価

本学では、全学的な自己点検・評価について、東京農工大学学則第 12 条において、「本学は、その教育研究水準の向上に資するため、本学の教育及び研究、組織及び運営並びに施設及び設備の状況について自ら点検及び評価を行うとともに、教育内容及び教育方法の改善について組織的に取り組み、その結果を公表するものとする」こと、及び東京農工大学組織運営規則第 17 条で役員会を置くこと、第 21 条で大学経営戦略会議を置くこと、第 21 条の 2 で役員会及び大学経営戦略会議の下に全学計画評価委員会を置くことを定め、全学計画評価委員会において東京農工大学評価実施規程に基づき教育研究等の状況に係る自己点検・評価を実施している。

全学計画評価委員会には、教育・学生生活委員会、入学試験委員会、研究推進委員会、国際交流委員会、広報・社会貢献委員会、大学情報委員会、環境・安全衛生委員会、施設整備委員会、図書館商議会の 9 つの全学委員会を置き、自己点検・評価等の大学評価に対応している。

このほか、部局等において、教員の業績評価を行っており、その評価結果を全学的に審議・承認する機関として教員評価機構を設置している。

### 14. 2 評価項目及び実施方法

本学では、全学計画評価委員会において、中期目標・中期計画に関する自己点検・評価として、年度計画（アクションプラン）の策定と取組状況の確認及び進捗の公表（アクションレコード）を毎年度、実施している。

また、教育研究水準の向上に資するため、東京農工大学自己点検・評価実施細則を定め、学生の受入、学生支援、施設整備、教育課程と学修成果に関する自己点検・評価を、全学計画評価委員会において、毎年度実施している。

認証評価については、機関別認証評価を直近では令和 2 年度に受審しており、全学自己点検・評価小委員会において、認証評価項目に沿った自己点検・評価を実施し、「自己評価書」として取りまとめた。また、経営系専門職大学院の認証評価を令和 6 年度に、分野別認証評価として獣医学教育の認証評価を令和 3 年度に受審しており、それぞれの部局で自己点検・評価を実施している。

このほか、毎年度、常勤教員を対象とした教員業績評価を実施している。教育、研究、社会貢献・国際交流、管理運営の各領域の諸活動について、部局等において教員の諸活動に対する評価（教員業績評価）を実施し、部局等の評価が適切に行われているか、教員評価機構において評価結果を審議・承認している。

### 14. 3 評価結果の活用・公表

本学では、東京農工大学大学評価実施規程に基づき、上記の方法で実施した自己点検・評価について、その報告書及び評価結果を、本学公式ホームページ等で公表している。

## 15. 情報の公表

### 15. 1 大学としての情報提供

本学の公式ホームページ（以下「大学 WEB ページ」という。）において、大学憲章、中期目標、中期計画及び大学が目指す方向性を発信しているとともに、カリキュラム、シラバス、学則等の各規則や入学定員、学生数、教員数等の大学の基本情報を公開している。具体的な公表項目の内容と公開している大学 WEB ページのアドレスは次のとおりである。

#### (1) 大学 WEB ページを活用した情報提供

<https://www.tuat.ac.jp/>

- ①ニュース
- ②イベント情報
- ③各学部及び大学院
- ④入試情報
- ⑤学生生活

#### (2) 教育研究活動等の状況に関する情報の提供

（学校教育法施行規則第 172 条の 2 による）

##### ①大学憲章、教育研究上の目的

<http://www.tuat.ac.jp/outline/overview/daigakukensho/>

##### ②組織

<http://www.tuat.ac.jp/outline/overview/organization/kikouzu/>

##### ③学位授与方針（博士課程）

[https://www.tuat.ac.jp/outline/overview/policy/graduate\\_school.html](https://www.tuat.ac.jp/outline/overview/policy/graduate_school.html)

##### ④教育課程編成・実施の方針（博士課程）

[https://www.tuat.ac.jp/outline/overview/policy/graduate\\_school.html](https://www.tuat.ac.jp/outline/overview/policy/graduate_school.html)

##### ⑤入学者受入方針

[https://www.tuat.ac.jp/admission/nyushi\\_daigakuin/admission\\_policy/](https://www.tuat.ac.jp/admission/nyushi_daigakuin/admission_policy/)

##### ⑥シラバス

[http://www.tuat.ac.jp/campuslife\\_career/campuslife/course/syllabus/](http://www.tuat.ac.jp/campuslife_career/campuslife/course/syllabus/)

#### (3) 大学運営情報

<http://www.tuat.ac.jp/outline/>

①財務情報

<http://www.tuat.ac.jp/outline/jyouhoukoukai/houjin/zaimu/>

②認証評価情報

[http://www.tuat.ac.jp/outline/kei\\_hyou/ninsyohyouka1/](http://www.tuat.ac.jp/outline/kei_hyou/ninsyohyouka1/)

③研究者行動規範

<http://www.tuat.ac.jp/outline/overview/koudokihan/>

④教員評価

[http://www.tuat.ac.jp/outline/kei\\_hyou/kyouinhyouka/](http://www.tuat.ac.jp/outline/kei_hyou/kyouinhyouka/)

⑤大学評価情報

[http://www.tuat.ac.jp/outline/kei\\_hyou/daigakuhyouka/](http://www.tuat.ac.jp/outline/kei_hyou/daigakuhyouka/)

⑥議事録

・役員会

[https://www.tuat.ac.jp/outline/overview/organization/r7\\_giji/yakuin/](https://www.tuat.ac.jp/outline/overview/organization/r7_giji/yakuin/)

・教育研究評議会

[https://www.tuat.ac.jp/outline/overview/organization/r7\\_giji/hyougikai/](https://www.tuat.ac.jp/outline/overview/organization/r7_giji/hyougikai/)

・経営協議会

[https://www.tuat.ac.jp/outline/overview/organization/r7\\_giji/keikyou/](https://www.tuat.ac.jp/outline/overview/organization/r7_giji/keikyou/)

(4) 卒業生の進路情報

[https://www.tuat.ac.jp/campuslife\\_career/career/sinro/syusyokujoukyo/](https://www.tuat.ac.jp/campuslife_career/career/sinro/syusyokujoukyo/)

(5) キャンパスライフ

[http://www.tuat.ac.jp/campuslife\\_career/](http://www.tuat.ac.jp/campuslife_career/)

(授業・履修、大学生活、学費・経済支援・就学支援、学務情報、サークル・ボランティア活動、就職・留学、等)

(6) 各学府・研究科の Web ページ情報 (学位論文に係る評価に基準についても掲載)

<http://www.tuat.ac.jp/department/>

(7) センター附属施設等 Web ページによる教育研究等の情報提供

<http://www.tuat.ac.jp/outline/facility/>

## 16. 教育内容等の改善のための組織的な研修等

東京農工大学において、既に全学的に行われている学生及び教職員自身による授業評価FD(ファカルティ・ディベロップメント)研修会に参画し、授業内容の改善を図る。本専攻設置後も、従前と同様の授業改善プログラムを継続していく。本学では、教員資質の向上のため、既に大学全体及び学府として実施していくFDの活動内容とその結果を効果的に教育の質向上のために活用している。これまでのFDに関する取組内容を共有管理・相互公開し、教員資質の維持向上に努めることとする。具体的には、以下の事項等について推進していく。

教育の質の向上のための取組として、シラバスの作成や授業アンケート調査を実施するとともに、実施している取組等を積極的に取り入れ、学府の下で教育の質の向上及び改善のためのPDCAシ

ステムの構築に取り組む。

研究能力の質の向上の取組として、教員は研究組織である研究院に配置されており、研究院での先進的研究を推進している。その研究力向上のために、最先端の研究設備等のインフラを整備し、国際的拠点として研究発信する環境を整えている。また、研究成果の産業応用の推進においては、学内に設置した先端産学連携研究推進センターとの連携により、教員個々の研究成果が大学の知的財産として産業応用されるシステムを運営している。さらに、平成 28 年に学内に設置したグローバルイノベーション研究院において、海外の国際研究拠点や連携大学との国際共同研究の推進が図れる環境も整備している。これらの取組により、本学は大学院における教育と研究に重点を置く研究基軸大学として、所属教員の研究レベルは国際的に高く評価されている。

また、職員に必要な知識・技能を習得させるためとともに、必要な能力及び資質を向上させるための研修として、以下に掲げる研修を実施し、他機関で開催される研修にも参加している。

(1) 階層別（西東京地区国立大学法人、一般社団法人国立大学協会等）初任職員研修、中堅職員研修、国大協係長研修、国大協部課長研修

(2) 階層別（学内）新任教職員研修、学内事務職員（係長）研修、学内事務職員（主任・係員）研修

(3) 目的別パソコン研修、人事評価制度評価者研修、多面評価研修、メンタルヘルス研修、ハラスメント防止研修

(4) 専門別学内英語研修、会計研修、契約事務研修、国大協会計事務研修、放送大学受講研修、他機関等の研修（人事関係の各種研修）、内閣府主催イェール大学プログラム

## 設置の趣旨等を記載した書類「資料」

資料 1	学生確保の見通しとアンケート調査	2
資料 2	養成する人材像及び 3 ポリシー 相関図	17
資料 3	先進学際科学専攻における履修モデル	23
資料 4	定年に関する学内規程	27
資料 5	時間割表案（令和 9 年～11 年度）	46
資料 6	修了までのスケジュール表	49
資料 7	研究倫理審査に関する規程	50
資料 8	基礎となる博士前期課程との関係図	71

## 学生確保に関するアンケート調査

学際専攻に関するアンケート調査を令和7年7月～9月に実施した。対象者は先進学際科学府修士課程に所属する1年生とした。

アンケート対象者：

所属	専攻	学年	人数
先進学際科学府	先進学際科学専攻	1	112

アンケート調査を実施（令和7年9月24日現在で回答があった学生は104名）した結果、「博士後期課程に進学したい」学生は全体の約19%（20人）であった。（図1）

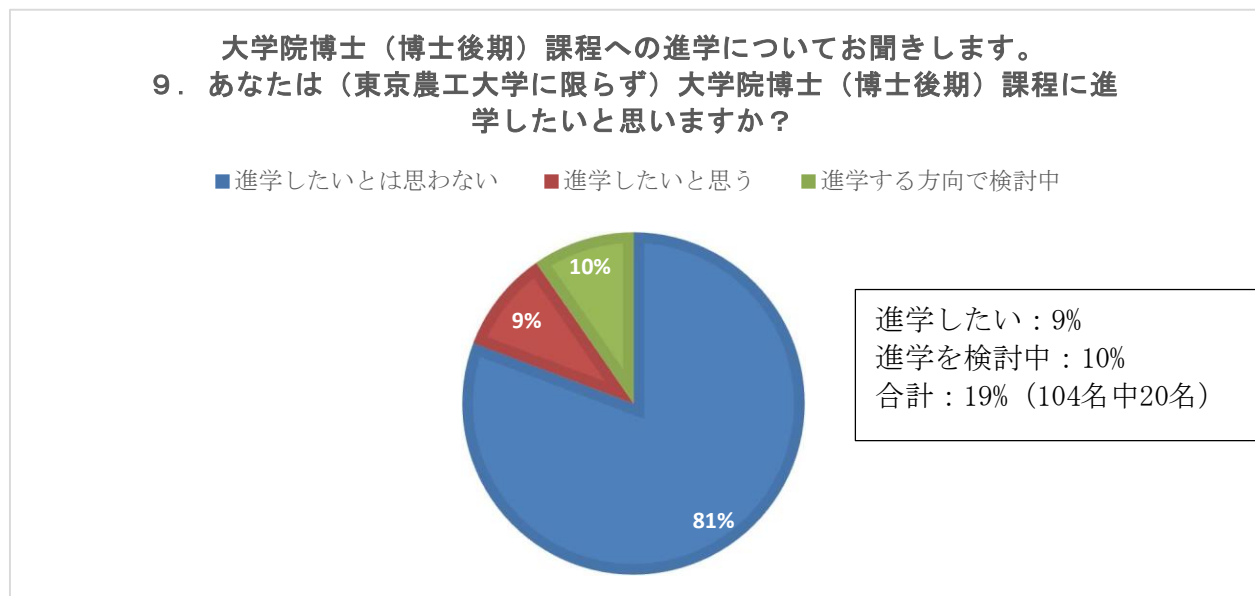


図1 博士後期課程に進学したい学生の割合

20名の進学希望者のうち、「先進学際科学専攻に関心がある」、「ある程度関心がある」学生は約95%（19人）であった。（図2）

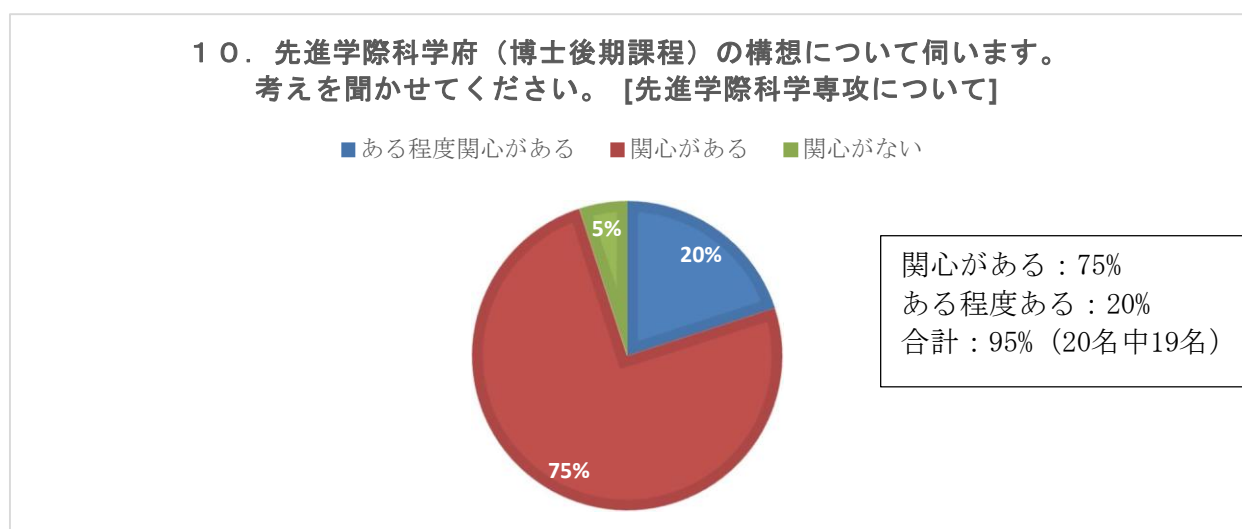


図2 進学希望者のうち先進学際科学府に興味がある学生の割合

なお、20名の進学希望者のうち、先進学際科学専攻と共同先進健康科学専攻のどちらをより希望するかという設問では、先進学際科学専攻を選択した学生が約90%（18人）であった。（図3）

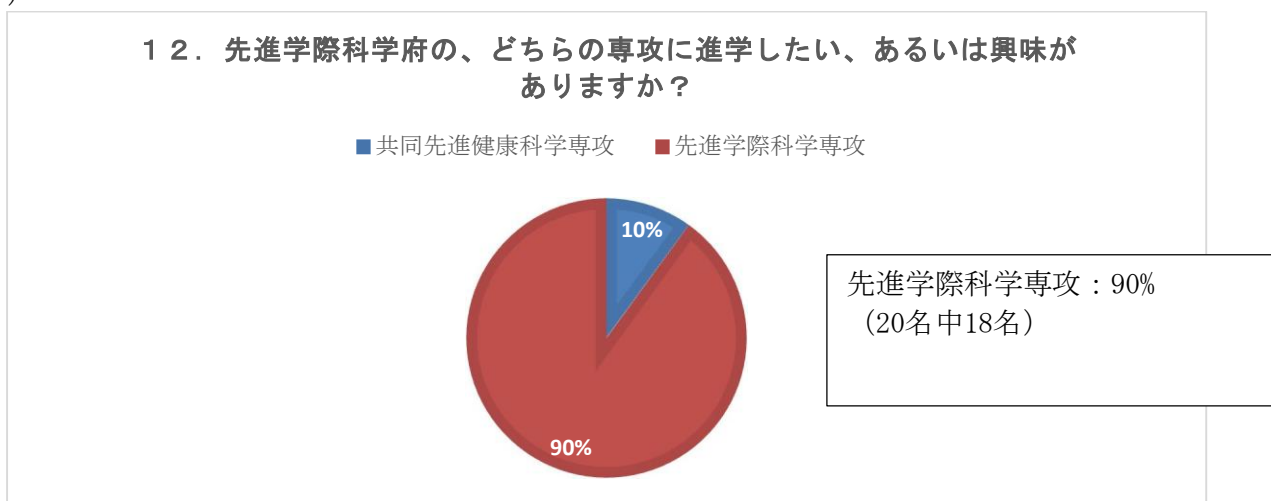


図3 先進学際科学府のどちらの専攻を希望するかの割合

当該設問への回答における進学希望者18人のうち、現在「予測情報学コース（修士課程）」に所属する回答者は4名であった。

### 人材需要に関するアンケート調査等

学際専攻が養成する人材のニーズについて確認するため、企業を対象にアンケート調査を令和7年7月～9月に実施した（令和7年9月24日現在で、回答があったのは電気、化学、食品、建設、コンサルティング等様々な業種の86社）。

「先進学際科学専攻を修了した学生を希望する」、及び「どちらも（先進学際科学専攻及び共同先進健康科学専攻）希望する」を合わせた回答数は全体の93%（80社）にあたる。（図4）

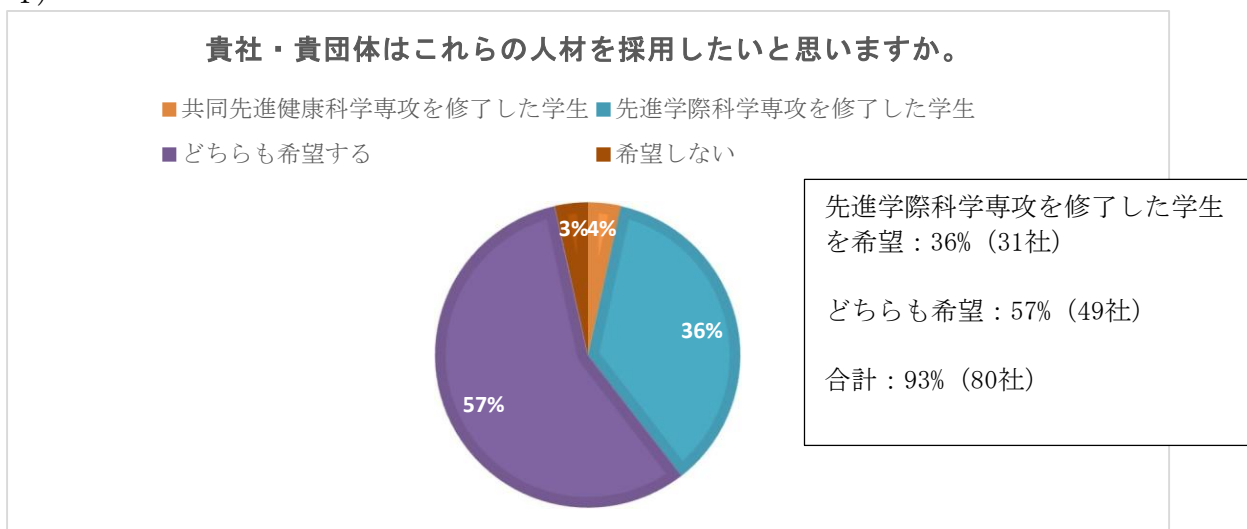


図4 先進学際科学府の修了者を採用したいかどうかの割合

「情報・デジタル技術やデータサイエンスに対する課題解決のためのリーダーシップ力」の必要性を尋ねた設問（図5）に、「期待する」と回答した企業は全体の約87%（75社）、また「高度な専門性を身に付け、社会の発展に寄与する強い意思と研究意欲を有する力」が必要であるかを尋ねた設問に、「期待する」と回答した企業は90%（78社）である。このことから、専攻の教育内容、養成する人材像等についての産業界からの期待を十分に確認することができた。

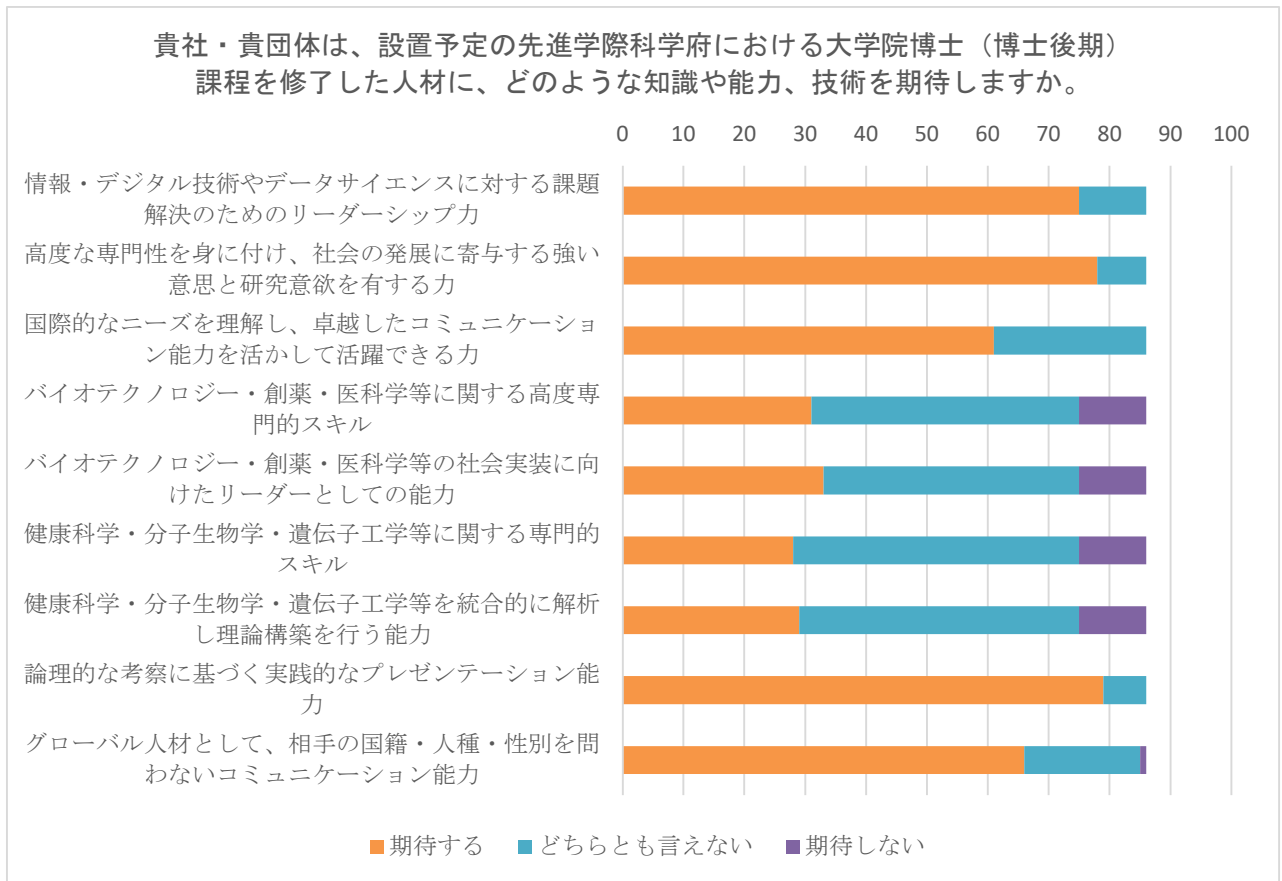


図5 先進学際科学府の修了者にどのような知識や能力を期待するか

## 新学府設置の計画にかかるアンケート調査票様式（在学生向け）

### <先進学際科学専攻>

10 セクション中 1 個目のセクション

## 新学府設置の計画にかかるアンケート調査 のお願い（在学生向け）

選択の内容により先のページに移行します。調査の質問は5問程度です。

このフォームでは、すべての回答者からのメールが自動的に収集されます。 [設定を変更](#)

あなたの所属学府等を教えてください。 \*

1. 学府名

1つだけマークしてください。

- 農学府
- 工学府
- 先進学際科学府
- 生物システム応用科学府

農学府学生にお聞きします。



説明（省略可）

## 2. コース名 <sup>\*</sup>

1つだけマークしてください。

- 生物生産科学コース
- 応用生命科学コース
- 自然環境資源コース
- 食農情報工学コース
- 地球社会学コース
- 国際イノベーション農学コース

## 3. 学年 <sup>\*</sup>

- 1年
- 2年

工学府学生にお聞きします。



説明（省略可）

#### 4. 専攻名<sup>\*</sup>

1つだけマークしてください。

- 生命工学専攻
- 生体医用システム工学専攻
- 応用化学専攻
- 化学物理工学専攻
- 機械システム工学専攻
- 知能情報システム工学専攻

#### 5. 学年<sup>\*</sup>

1つだけマークしてください。

- 1年
- 2年

10 セクション中 4 個目のセクション

先進学際科学府学生にお聞きします。



説明（省略可）

6. コース名<sup>\*</sup>

1つだけマークしてください。

- 予測情報学コース
- 資源・エネルギー科学コース
- 健康・福祉科学コース
- 食料・環境科学コース

10 セクション中 5 個目のセクション

生物システム応用科学府学生にお聞きします。



説明（省略可）

7. 専攻名<sup>\*</sup>

1つだけマークしてください。

- 生物機能システム科学専攻
- 食料エネルギーシステム科学専攻

セクション タイトル (省略可)



8. あなたは現代社会において計測/計算/データ科学を三位一体として活用し、新しい知識やイノベーションを生み出しながら社会的な課題を解決するための能力を身に付ける必要があると思いますか？

1つだけマークしてください。\*

- 大いにあると思う
- 多少はあると思う
- あまりないと思う
- 全くないと思う
- 分からない

大学院博士 (博士後期) 課程への進学についてお聞きます。\*

9. あなたは (東京農工大学に限らず) 大学院博士 (博士後期) 課程に進学したいと思いますか？

1つだけマークしてください。

- 進学したいと思う
- 進学する方向で検討中
- 進学したいとは思わない

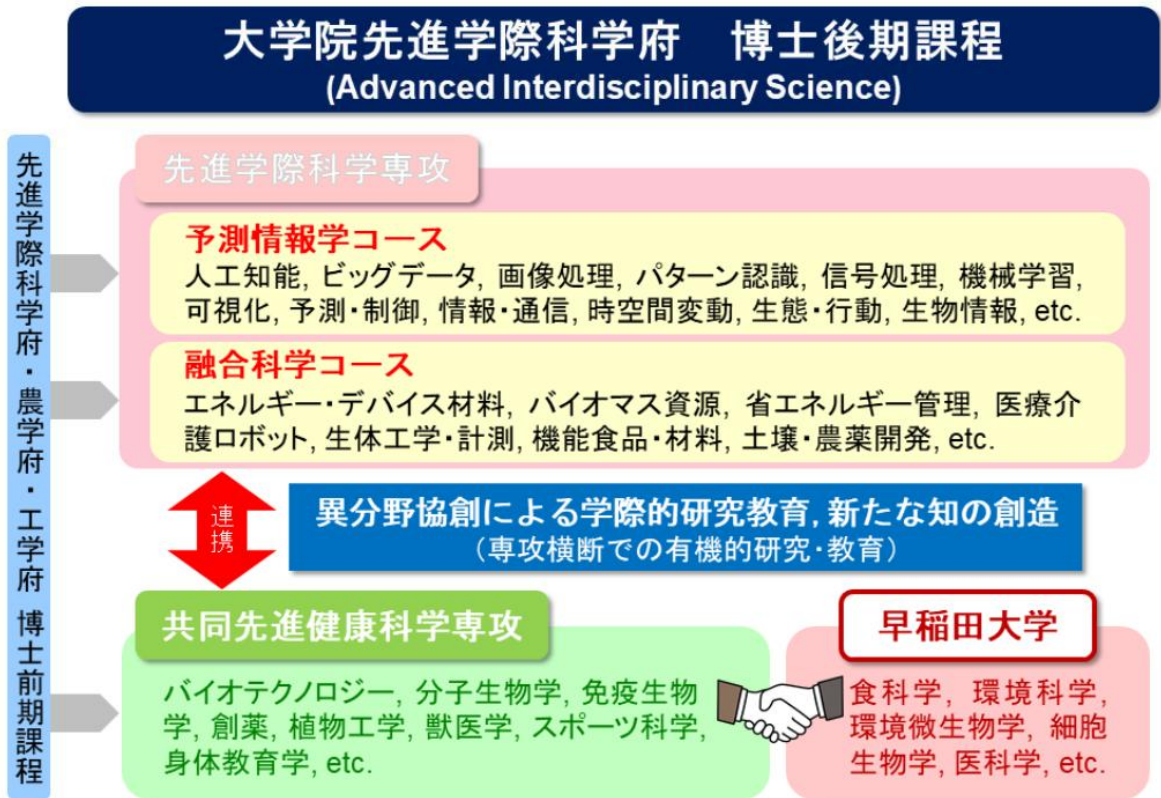
先進学際科学府（博士後期課程）についてお聞きます。



< 教育研究について >

農学・工学の理論及び応用を深く学び、高度なデジタル関連知識と技術を身に付ける「先進学際科学専攻」と、農学・工学・理学を基軸とした領域融合型教育研究を学び、医・食・環境に関わる先端研究を推進する能力や、機器・新薬・分析法等の開発に関わるプロセスを統括する能力を身に付ける「共同先進健康科学専攻」の2つの専攻を設置する予定です。

< 新学府先進学際科学専攻（博士課程）イメージ図 >



10. 先進学際科学府（博士後期課程）の構想について伺います。<sup>\*</sup>

考えを聞かせてください。

項目ごとに選択してください。

	関心がある	ある程度関心がある	関心がない
先進学際科学専攻につ…	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
共同先進健康科学専攻…	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>

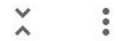
11. 先進学際科学府（博士後期課程）に進学したいと思いますか？<sup>\*</sup>

1つだけマークしてください。

- 進学したいと思う
- 進学先の候補として検討したい
- 進学したいとは思わない

10 セクション中 8 個目のセクション

前の質問で「進学したい」、「進学先の候補として検討したい」のいずれかを回答された方にお聞きします。



説明（省略可）

1 2. 先進学際科学府の、どちらの専攻に進学したい、あるいは興味がありますか？ \*

1つだけマークしてください。

- 先進学際科学専攻
- 共同先進健康科学専攻

10 セクション中 9 個目のセクション

前の質問で「進学したいとは思わない」と回答された方にお聞きします。



説明（省略可）

1 3. そのように考える理由は何ですか？ \*

1つだけマークしてください。

- 本学の他学府への進学を希望しているから
- 他大学への進学を希望しているから
- 就職を第一希望としているから
- その他: \_\_\_\_\_

# 新学府設置の計画にかかるアンケート調査票様式（企業等向け）

## ＜先進学際科学専攻・共同先進健康科学専攻で共通の設問＞

### [新学府設置の計画にかかるアンケート調査のお願い（企業等の皆様向け）]

\* 必須の質問です

大学院先進学際科学府 博士後期課程イメージ

#### 大学院先進学際科学府 博士後期課程 (Advanced Interdisciplinary Science)

先進学際科学府・農学府・工学府  
博士前期課程

##### 先進学際科学専攻

###### 予測情報学コース

人工知能, ビッグデータ, 画像処理, パターン認識, 信号処理, 機械学習, 可視化, 予測・制御, 情報・通信, 時空間変動, 生態・行動, 生物情報, etc.

###### 融合科学コース

エネルギー・デバイス材料, バイオマス資源, 省エネルギー管理, 医療介護ロボット, 生体工学・計測, 機能食品・材料, 土壌・農業開発, etc.



異分野協創による学際的研究教育, 新たな知の創造  
(専攻横断での有機的研究・教育)

##### 共同先進健康科学専攻

バイオテクノロジー, 分子生物学, 免疫生物学, 創薬, 植物工学, 獣医学, スポーツ科学, 身体教育学, etc.

##### 早稲田大学

食科学, 環境科学, 環境微生物学, 細胞生物学, 医科学, etc.

TUAT



#### ＜設問 1＞

貴社・貴団体は、異なる学問領域や学術分野を横断して協働し、計測/計算/データ科学を三位一体として、新しい知識やイノベーションを生み出しながら社会の諸問題を解決する高度職業人材が必要だと思われませんか。

●いずれかを選択してください。

- 必要だと思う
- 必要とは思わない
- 分からない

〈設問2〉

\*

先進学際科学府博士後期課程では、農学・工学の理論及び応用を深く学び、高度なデジタル関連知識と技術を身に付ける「先進学際科学専攻」と、農学・工学・理学を基軸とした領域融合型教育研究を学び、医・食・環境に関わる先端研究を推進する能力や、機器・新薬・分析法等の開発に関わるプロセスを統括する能力を身に付ける「共同先進健康科学専攻」の2つの専攻を設置する予定です。

貴社・貴団体はこれらの人材を採用したいと思いますか。

●いずれかを選択してください。

- 「先進学際科学専攻」を修了した高度情報専門人材を採用したい
- 「共同先進健康科学専攻」を修了した高度専門人材を採用したい
- どちらの人材も採用を希望する
- どちらの人材も採用を希望しない

〈設問3〉

\*

貴社・貴団体は、設置予定の先進学際科学府における大学院博士（博士後期）課程を修了した人材に、どのような知識や能力、技術を期待しますか。

●項目ごとに選択してください。

	期待する	どちらとも言えない	期待しない
情報・デジタル技術やデータサイエンスに対する課題解決のためのリーダーシップ力	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
高度な専門性を身に付け、社会の発展に寄与する強い意思と研究意欲を有する力	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
国際的なニーズを理解し、卓越したコミュニケーション能力を活かして活躍できる力	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
バイオテクノロジー・創薬・医科学等に関する高度専門的スキル	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
バイオテクノロジー・創薬・医科学等の社会実装に向けたリーダーとしての能力	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
健康科学・分子生物学・遺伝子工学等に関する専門的スキル	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
健康科学・分子生物学・遺伝子工学等を統合的に解析し理論構築を行う能力	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
論理的な考察に基づく実践的なプレゼンテーション能力	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
グローバル人材として、相手の国籍・人種・性別を問わないコミュニケーション能力	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>

〈設問4〉

\*

貴社・貴団体の名称について、教えてください。

回答を入力

〈設問5〉

\*

貴社・貴団体の本社（本部）所在地について、教えてください。

選択

〈設問6〉

\*

貴社・貴団体の業種について、もっともあてはまるものを1つ選択してください。

選択

〈設問7〉

\*

アンケートにお答えいただいている方について教えてください。

- 採用の決裁権があり、選考に関わっている
- 採用の決裁権は無いが、選考に関わっている
- 採用には関わっていない

# 先進学際科学専攻博士後期課程 養成する人材像

農学府

先進学際科学府  
博士前期課程

工学府

他大学

社会人

先進学際科学府  
先進学際科学専攻  
博士後期課程

## 【養成する人材像】

農学・工学に情報・デジタル・数理技術を融合した教育研究を基盤に専門的な知識や学際的な視野を習得し、新たな価値の創出に果敢に挑戦する人材

地球規模の社会・環境問題を共有し、世界の国々と地域の文化や歴史的な背景を考察し、対話する能力を有し、世界の人類の生活と食との関わりについて明確な指針が示せる高い見識を持つ人材

産業界や学術界における国際的なニーズの潮流を理解し、卓越したコミュニケーション力により国際社会で活躍できる人材

「予測情報」、「資源・エネルギー」、「健康・福祉」、「食料・環境」に精通し融合することで先進的学際領域を開拓し、研究リーダーとして活躍できる人材

## 【関連するDP】

A)  
B)

B)  
C)

C)  
D)

A)  
C)  
D)

## 【出口イメージ】

国内外の製造業、自治体等の公的機関での専門家、研究者、技術職員、大学や研究機関等の教員・研究員など(特にイノベーションを重視する民間企業や研究機関)

国内外の民間企業や自治体・公的機関における製造業やIT・AI・デジタル関連業の技術開発、データ管理、研究開発など

UNICEF、JICA、FAO、ISOなどの各国際機関、外務省等、民間開発コンサルタント、NPO/NGOなど



## ディプロマ・ポリシー(DP)の概要

本学の基盤である農学・工学の自然科学領域を中心とした高度な専門的・学際的知識の習得と知の開拓に強い意志を持ち、最新の情報・デジタル技術やAI・数理・データサイエンス手法を理解し、それらを応用し国内外の複雑で多様化した諸課題を解決し、次世代の持続社会の創成に取り組む国際通用性を兼ね備える高度職業人材の育成を目的としている。

## 身につけるべき能力

- A) 最先端の研究成果につながる農学又は工学に関する高度で専門的な知識や実験・計測技術を幅広く身に付け、情報・デジタル技術やAI・数理・データサイエンス手法を応用した最先端の研究や技術開発に必要な知識・技術を身に付けていること。
- B) 深い教養に加えて先端かつ高度な専門性を身に付け、社会の発展に寄与する強い意思と研究意欲を有し、高度職業人材としての社会的使命を理解し、社会の一員として社会的責任を意識し、高い倫理観を身に付けていること。
- C) 自らの専門分野において社会に求められる課題を設定する能力を有し、国内外の研究者や技術者などと協働し、必要に応じて他分野へ展開しながら課題解決へと導くための学際性や多面性と創造的リーダーシップ力を身に付けていること。
- D) 研究成果を発表するための資料作成方法や実験データの整理法を習得し、論理的な考察に基づく実践的なプレゼンテーション能力を身に付け、グローバル人材として、相手の国籍・人種・性別を問わす的確な質疑応答や議論ができるコミュニケーション能力及びそのために必要な語学力を身に付けていること。

## カリキュラム・ポリシー(CP)の概要

農工融合教育を基軸に、情報・デジタル及びAI・数理・データサイエンスを取り入れた2つのコース(予測情報学コース、融合科学コース)を設置。工学系と農学系の教員から構成され、特定の分野の知識・技能だけではなく、関連分野の基礎的な素養を養うとともに、学際的な分野への対応能力を含めた専門的知識を活用・応用する能力を養成。

ディプロマ・ポリシーDPで定める能力を身に付けた研究者・技術者・教育者などの高度職業人材を育成するために、講義科目の成績は試験、レポート等で評価する。授業科目の試験の成績は、S・A・B・C及びDの5種類の評語をもって表し、S・A・B及びCを合格とし、Dを不合格とする。合格した者には所定の単位を付与する。また、博士論文については、学位審査委員会による論文審査及び最終試験を厳格に行う。

- 総合知啓発科目・尖端研究力養成科目： DPの観点B)に関連
- 分野交流科目： DPの観点B,C,D)に関連
- 論文研究科目： DPの観点A,B,C,D)に関連
- 専門基礎科目： DPの観点A,B)に関連
- 専門応用科目： DPの観点A,B)に関連

# 先進学際科学専攻 カリキュラム・マップ①

科目区分	授業科目の名称	単位数	DPの観点				
			A	B	C	D	
総合科目 研究力養成 先端研究	研究倫理・安全教育発展D	0.5		○			
	分野交流						
分野交流	先進実践英語発表Ⅰ	1			○	○	
	先進実践英語発表Ⅱ	1			○	○	
	先進学際国内外実習	1		○			
	先進学際科学府特別講義	1			○	○	
科目論文	先進学際科学特別セミナー	2		○	○	○	
	先進学際科学特別研究	6	○	○	○		
予測情報学コース	先進計測情報学特論Ⅰ	1	○	○			
	先進農業環境予測学特論Ⅰ	1	○	○			
	先進応用環境計測学特論Ⅰ	1	○	○			
	先進数理生物情報学特論Ⅰ	1	○	○			
	先進生命環境情報学特論Ⅰ	1	○	○			
	先進人工知能応用特論Ⅰ	1	○	○			
	先進材料情報学特論Ⅰ	1	○	○			
	先進統計数理情報学特論Ⅰ	1	○	○			
	先進農業環境情報学特論Ⅰ	1	○	○			
	先進微生物情報科学特論Ⅰ	1	○	○			
	先進応用環境予測学特論Ⅰ	1	○	○			
	先進分子構造情報学特論Ⅰ	1	○	○			
	専門基礎科目	先進物質機能設計特論Ⅰ	1	○	○		
		先進エネルギー材料物性特論Ⅰ	1	○	○		
		先進エネルギー変換技術特論Ⅰ	1	○	○		
		先進環境物質分析特論Ⅰ	1	○	○		
		先進地盤環境学特論Ⅰ	1	○	○		
		先進健康福祉センシング特論Ⅰ	1	○	○		
		先進エネルギーシステム工学特論Ⅰ	1	○	○		
		先進健康福祉電気電子工学特論Ⅰ	1	○	○		
		先進健康福祉ロボティクス特論Ⅰ	1	○	○		
		先進健康福祉バイオエレクトロニクス特論Ⅰ	1	○	○		
		先進健康福祉コンピューティング特論Ⅰ	1	○	○		
		先進健康福祉知覚認知処理特論Ⅰ	1	○	○		
		先進RNA生物情報学特論Ⅰ	1	○	○		
		先進食料資源機能創製特論Ⅰ	1	○	○		
		先進物質機能分析特論Ⅰ	1	○	○		
		先進物質機能制御特論Ⅰ	1	○	○		
		先進健康福祉データ駆動型制御特論Ⅰ	1	○	○		
		先進エネルギー材料設計特論Ⅰ	1	○	○		
		先進資源エネルギー工学特論Ⅰ	1	○	○		
		予測情報学コース	先進食料資源安全科学特論Ⅰ	1	○	○	
先進生物環境応答特論Ⅰ	1		○	○			
先進健康福祉システム工学特論Ⅰ	1		○	○			
先進環境物質循環特論Ⅰ	1		○	○			
先進食料生産システム特論Ⅰ	1		○	○			
先進計測情報学特論Ⅱ	1		○	○			
先進農業環境予測学特論Ⅱ	1		○	○			
先進応用環境計測学特論Ⅱ	1		○	○			
先進数理生物情報学特論Ⅱ	1		○	○			
先進生命環境情報学特論Ⅱ	1		○	○			
先進人工知能応用特論Ⅱ	1		○	○			
先進材料情報学特論Ⅱ	1		○	○			
先進統計数理情報学特論Ⅱ	1		○	○			
先進農業環境情報学特論Ⅱ	1		○	○			
先進微生物情報科学特論Ⅱ	1		○	○			
先進応用環境予測学特論Ⅱ	1		○	○			
先進分子構造情報学特論Ⅱ	1		○	○			
先進物質機能設計特論Ⅱ	1		○	○			
先進エネルギー材料物性特論Ⅱ	1		○	○			
先進エネルギー変換技術特論Ⅱ	1		○	○			
先進環境物質分析特論Ⅱ	1	○	○				
先進地盤環境学特論Ⅱ	1	○	○				
先進健康福祉センシング特論Ⅱ	1	○	○				
先進エネルギーシステム工学特論Ⅱ	1	○	○				
先進健康福祉電気電子工学特論Ⅱ	1	○	○				
先進健康福祉ロボティクス特論Ⅱ	1	○	○				
先進健康福祉バイオエレクトロニクス特論Ⅱ	1	○	○				
先進健康福祉コンピューティング特論Ⅱ	1	○	○				
先進健康福祉知覚認知処理特論Ⅱ	1	○	○				
先進RNA生物情報学特論Ⅱ	1	○	○				
先進食料資源機能創製特論Ⅱ	1	○	○				
先進物質機能分析特論Ⅱ	1	○	○				
先進物質機能制御特論Ⅱ	1	○	○				
先進健康福祉データ駆動型制御特論Ⅱ	1	○	○				
先進エネルギー材料設計特論Ⅱ	1	○	○				
先進資源エネルギー工学特論Ⅱ	1	○	○				
先進食料資源安全科学特論Ⅱ	1	○	○				
先進生物環境応答特論Ⅱ	1	○	○				
先進健康福祉システム工学特論Ⅱ	1	○	○				
先進環境物質循環特論Ⅱ	1	○	○				
先進食料生産システム特論Ⅱ	1	○	○				

# 先進学際科学専攻 カリキュラム・マップ②

## 養成する人材像

農学・工学に情報・デジタル・数理技術を融合した教育研究を基盤に専門的な知識や学際的な視野を習得し、新たな価値の創出に果敢に挑戦する人材

地球規模の社会・環境問題を共有し、世界の国々と地域の文化や歴史的な背景を考察し、対話する能力を有し、世界の人類の生活と食との関わりについて明確な指針が示せる高い見識を持つ人材

産業界や学術界における国際的なニーズの潮流を理解し、卓越したコミュニケーション力により国際社会で活躍できる人材

「予測情報」、「資源・エネルギー」、「健康・福祉」、「食料・環境」に精通し融合することで先進的学際領域を開拓し、研究リーダーとして活躍できる人材

## ディプロマ・ポリシー

A) 最先端の農学・工学に関する高度で専門的な知識や実験・計測技術を幅広く身に付け、情報・デジタル技術やAI・数理・データサイエンス手法を応用した先端研究・技術・知識を身に付けている

B) 深い教養や高度な専門性を身に付け、社会の発展に寄与する強い意思と研究意欲を有し、高度職業人材としての社会的使命を理解し、社会の一員として社会的責任を意識し、高い倫理観を身に付けている

C) 社会に求められる課題を設定する能力を有し、国内外の研究者・技術者と協働し、他分野へ展開しながら課題解決へと導くための学際性や多面性と創造的リーダーシップ力を身に付けている

D) 研究成果発表の資料作成法や実験データの整理法を習得し、論理的考察に基づく実践的なプレゼンテーション能力を身に付け、グローバル人材としての的確な質疑応答や議論ができるコミュニケーション能力を身に付けている

## カリキュラム・ポリシー

・専門基礎科目  
・専門応用科目

・先進学際科学特別研究

・総合知啓発科目・尖端研究力養成科目  
・先進学際国内外実習

・先進学際科学特別セミナー

・先進実践英語発表Ⅰ  
・先進実践英語発表Ⅱ  
・先進学際科学府特別講義

## アドミッション・ポリシー

専門分野における修士レベルの学力を有し、関連する知識や技術を習得しており、複数の学問分野の視点や方法論に基づき学際的な専門的知識や技術の習得に対して意欲がある者

自身の専門分野に関連する高度な最新情報・デジタル・数理技術に関する知識・技術を習得することに意欲がある者

現代社会の複雑な問題について理解し、その中から様々な課題を自ら提案し、その解決に必要な交渉力や思考力、協働学習能力や折衝力・検証能力を身に付け、解決へと導く能力の習得に意欲を持つ者

学術界や産業界における国際的なニーズの潮流を理解し、卓越したコミュニケーション力により国際社会で活躍するために必要な基本的な語学力(英語力)を持つ者



本専攻の養成する人材像及び教育課程での学修において求められる資質、素養、能力等は、以下のとおりである。

- 専門分野における修士レベルの学力を有し、関連する知識や技術を習得しており、複数の学問分野の視点や方法論に基づき学際的な専門的知識や技術の習得に対して意欲がある者
- 自身の専門分野に関連する高度な最新情報・デジタル・数理技術に関する知識・技術を習得することに意欲がある者
- 現代社会の複雑な問題について理解し、その中から様々な課題を自ら提案し、その解決に必要な交渉力や思考力、協働学習能力や折衝力・検証能力を身に付け、解決へと導く能力の習得に意欲を持つ者
- 学術界や産業界における国際的なニーズの潮流を理解し、卓越したコミュニケーション力により国際社会で活躍するために必要な基本的な語学力(英語力)を持つ者

本専攻の入学定員は27名とし、本学の農学府および工学府の大学院博士前期課程を修了した者に加え、他大学の大学院修了者等を対象とした一般入試を実施し、公的研究機関、民間企業等で研究活動に従事した経験のある者を対象とした社会人特別選抜や、外国人留学生を対象とした選抜を実施し、社会人や外国人留学生等を広く受け入れる。入学時期は4月及び10月とする。

- ◆ 予測情報学コース 5名
- ◆ 融合科学コース 22名

# 履修モデル（予測情報学コース）

計：12.5 単位

1年1学期

◎研究倫理・安全教育発展D 0.5単位  
先進実践英語発表Ⅰ 1単位  
◎先進学際科学特別セミナー 2単位  
先進エネルギー材料物性特論Ⅱ 1単位

◎先進学際科学特別研究 通年で計6単位

1年3学期

先進数理生物情報学特論Ⅰ 1単位  
先進数理生物情報学特論Ⅱ 1単位

2年（通年）

博士論文の作成、学位論文予備審査など

3年（通年）

博士論文の作成、学位論文予備審査など

総合知啓発科目・先端研究力養成科目  
専門基礎科目 専門応用科目  
分野交流科目 論文研究科目

出口イメージ：

国内外の民間企業や自治体・公的機関における製造業やIT・AI・デジタル関連業の技術開発、データ管理、研究開発など

◎：必修科目，無印：選択科目



# 履修モデル（融合科学コース）

計：12.5 単位

1年1学期

◎研究倫理・安全教育発展D 0.5単位  
先進実践英語発表 I 1単位  
先進農業環境予測学特論 I 1単位  
◎先進学際科学特別セミナー 2単位

◎先進学際科学特別研究 通年で計6単位

1年3学期

先進健康福祉コンピューティング特論 I 1単位  
先進学際国内外実習 1単位

2年（通年）

博士論文の作成、学位論文予備審査など

3年（通年）

博士論文の作成、学位論文予備審査など

総合知啓発科目・先端研究力養成科目  
専門基礎科目 専門応用科目  
分野交流科目 論文研究科目

出口イメージ：

自治体等の公的機関での専門家、研究者、技術職員、大学や研究機関等の教員・研究員など

◎：必修科目，無印：選択科目



# 履修モデル（融合科学コース）

計：12.5 単位

1年1学期

◎研究倫理・安全教育発展D 0.5単位  
先進実践英語発表Ⅰ 1単位  
◎先進学際科学特別セミナー 2単位

◎先進学際科学特別研究 通年で計6単位

1年3学期

先進実践英語発表Ⅱ 1単位  
先進数理生物情報学特論Ⅰ 1単位  
先進物質機能設計特論Ⅱ 1単位

2年（通年）

博士論文の作成、学位論文予備審査など

3年（通年）

博士論文の作成、学位論文予備審査など

総合知啓発科目・尖端研究力養成科目  
専門基礎科目 専門応用科目  
分野交流科目 論文研究科目

出口イメージ：

UNICEF、JICA、FAO、ISOなどの各国際機関、外務省等、民間  
開発コンサルタント、NPO/NGOなど

◎：必修科目，無印：選択科目



# 履修モデル（融合科学コース）

計：12.5 単位

1年1学期

◎研究倫理・安全教育発展D 0.5単位  
先進学際科学府特別講義 1単位  
◎先進学際科学特別セミナー 2単位

◎先進学際科学特別研究 通年で計6単位

1年3学期

先進応用環境予測学特論Ⅰ 1単位  
先進環境物質分析特論Ⅱ 1単位  
先進RNA生物情報学特論Ⅱ 1単位

2年（通年）

博士論文の作成、学位論文予備審査など

3年（通年）

博士論文の作成、学位論文予備審査など

総合知啓発科目・先端研究力養成科目  
専門基礎科目 専門応用科目  
分野交流科目 論文研究科目

出口イメージ：

国内外の製造業、研究者や研究員など（特にイノベーションを重視する民間企業）

◎：必修科目，無印：選択科目



# ○国立大学法人東京農工大学職員就業規則

(平成 16 年 4 月 7 日 16 経教規則第 3 号)

改正	平成 17 年 4 月 1 日	17 経教規則第 3 号	平成 17 年 4 月 1 日	17 経教規則第 6 号	平成 17 年 5 月 1 日	17 経教規則第 8 号
	平成 18 年 4 月 1 日	18 経教規則第 1 号	平成 19 年 1 月 15 日	18 経教規則第 7 号	平成 19 年 4 月 1 日	19 経教規則第 2 号
	平成 19 年 11 月 5 日	19 経教規則第 9 号	平成 20 年 4 月 1 日	20 経教規則第 3 号	平成 20 年 6 月 23 日	20 経教規則第 7 号
	平成 20 年 7 月 7 日	20 経教規則第 11 号	平成 20 年 8 月 1 日	20 経教規則第 15 号	平成 21 年 4 月 1 日	20 経教規則第 7 号
	平成 21 年 7 月 27 日	21 経教規則第 20 号	平成 22 年 4 月 1 日	22 経教規則第 3 号	平成 22 年 8 月 1 日	22 経教規則第 7 号
	平成 23 年 4 月 1 日	23 経教規則第 10 号	平成 24 年 11 月 7 日	24 経教規則第 6 号	平成 25 年 4 月 1 日	25 経教規則第 5 号
	平成 25 年 11 月 1 日	経教規則第 11 号	平成 26 年 5 月 12 日	規程第 29 号	平成 26 年 11 月 1 日	規則第 10 号
	平成 27 年 4 月 1 日	規則第 4 号	平成 27 年 10 月 1 日	規則第 6 号	平成 28 年 4 月 1 日	規則第 3 号
	平成 29 年 3 月 3 日	規則第 10 号	平成 30 年 7 月 2 日	規則第 6 号	平成 31 年 4 月 1 日	規則第 3 号
	令和元年 6 月 24 日	規則第 3 号	令和 2 年 3 月 23 日	規則第 5 号	令和 2 年 9 月 1 日	規則第 5 号
	令和 3 年 10 月 1 日	規則第 5 号	令和 5 年 4 月 1 日	規則第 2 号	令和 5 年 7 月 31 日	規則第 5 号
	令和 6 年 1 月 29 日	規則第 11 号	令和 6 年 4 月 1 日	規則第 1 号	令和 6 年 4 月 1 日	規則第 4 号
	令和 8 年 4 月 1 日	規則第 2 号	令和 8 年 4 月 1 日	規則第 5 号		

## 目次

### 第 1 章 総則(第 1 条—第 4 条)

### 第 2 章 人事

#### 第 1 節 採用(第 5 条—第 10 条)

#### 第 2 節 評価(第 11 条)

#### 第 3 節 昇任(第 12 条)

#### 第 4 節 異動(第 13 条・第 13 条の 2)

#### 第 5 節 休職及び復職(第 14 条—第 16 条)

#### 第 6 節 退職(第 17 条—第 20 条)

#### 第 7 節 解雇、降任(第 21 条—第 25 条)

#### 第 8 節 退職時の責務(第 26 条・第 27 条)

### 第 3 章 給与(第 28 条)

### 第 4 章 服務(第 29 条—第 36 条の 2)

### 第 5 章 労働時間及び休暇等(第 37 条—第 39 条)

- 第6章 研修(第40条)
- 第7章 表彰(第41条)
- 第8章 懲戒等(第42条—第46条)
- 第9章 安全及び衛生(第47条—第51条)
- 第10章 出張(第52条・第53条)
- 第11章 母性の保護(第54条)
- 第12章 障害者の雇用と保護(第55条)
- 第13章 災害補償(第56条・第57条)
- 第14章 退職手当(第58条)
- 第15章 福利厚生(第59条・第60条)
- 第16章 知的所有権(第61条)
- 第17章 苦情処理(第62条)
- 第18章 規則の作成及び改廃の手續(第63条)
- 附則

## 第1章 総則

(目的及び効力)

第1条 この規則は、労働基準法(昭和22年法律第49号。以下「労基法」という。)第89条の規定により、国立大学法人東京農工大学(以下「本学」という。)の職員が、学則第1条に定める本学の使命と責務を自覚して職務を遂行するために必要な、職員の就業に関する事項を定めることを目的とする。

2 職員の就業に関し、労働協約、労働契約及びこの規則に定めのない事項については、労基法、国立大学法人法(平成15年法律第112号。以下「法人法」という。)及びその他の法令の定めるところによる。

(労働協約の優先)

第2条 この規則に定めた事項であっても、労働協約に別の定めがあるときはこれによるものとする。

(規則の遵守)

第3条 本学及び職員は、ともに法令及びこの規則を守り、相協力して業務の運営に当たらなければならない。

(職員の定義及び適用範囲)

第4条 この規則は、次の各号に定義する常時勤務を要する職員に適用し、職員区分ごとの職名は、別表のとおりとする。ただし、別段の定めがあるときは、その定めるところによる。

- (1) 教育職員 主に教育、研究に従事する者をいう。
- (2) 事務職員 主に事務、図書業務に従事する者をいう。

- (3) 技術職員 主に技術、技能、教育補助者及び医療に従事する者をいう。
- 2 常時勤務を要しない職員の就業については、別に定める。
  - 3 特定のプロジェクト等又は特定の業務に従事する職員の就業については、別に定める。
  - 4 学長は、第1項第1号に該当し、極めて優れた教育・研究業績を有すると認める者又は極めて高度の専門的な知識経験若しくは優れた識見を有すると認める者について、別に定める要項により、その都度、個別の労働契約を締結することができる。

## 第2章 人事

### 第1節 採用

#### (採用)

第5条 職員の採用は、競争試験又は選考によるものとし、学長がこれを行う。

- 2 職員の採用に関する事項については、国立大学法人東京農工大学職員採用・昇任規程に定める。
- 3 職員に任期を定めて採用する場合、その任期は国立大学法人東京農工大学教育職員の任期に関する規程、国立大学法人東京農工大学外国人研究員の雇用に関する規程、国立大学法人東京農工大学テニュアトラック教員の任期に関する規程及び国立大学法人東京農工大学キャリアチャレンジ教授の任期に関する規程に定めるところによる。
- 4 育児休業を取得した職員の代替職員を採用する場合、その任期は当該育児休業の取得期間の範囲内においてその都度定める。
- 5 教育職員の採用については、教育研究評議会の議を経るものとする。

#### (赴任)

第6条 職員が採用された場合、ただちに赴任しなければならない。ただし、やむを得ない事由があるときは、この限りではない。

#### (職員の配置)

第7条 職員の配置は、本学の業務上の必要及び本人の適性等を考慮して学長が行う。

#### (労働条件の明示)

第8条 職員の採用に際しては、採用を決定した職員に対し、学長は次の事項を記載した労働条件通知書を交付するものとする。

- (1) 労働契約の期間に関する事項
- (2) 就業の場所及び従事する業務に関する事項
- (3) 始業及び終業の時刻、所定労働時間を超える労働の有無、休憩時間、休日並びに休暇に関する事項
- (4) 給与に関する事項
- (5) 退職に関する事項
- (6) 退職手当に関する事項
- (7) 期末・勤勉手当に関する事項
- (8) 安全及び衛生に関する事項

- (9) 研修に関する事項
  - (10) 災害補償に関する事項
  - (11) 表彰及び制裁に関する事項
  - (12) 休職に関する事項
- (採用時の提出書類)

第9条 職員に採用された者は、次の各号に掲げる書類を速やかに提出しなければならない。

- (1) 誓約書
  - (2) 卒業証明書
  - (3) 資格に関する証明書
  - (4) 住民票記載事項証明書
  - (5) 健康診断書
  - (6) 扶養親族等に関する書類
  - (7) その他本学において必要と認める書類
- 2 前項の提出書類の記載事項に異動があったときは、職員は、所要の書類により、その都度速やかに届け出なければならない。
- 3 本学は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)及びその他の関係法令に基づき、職員に対し、同法第2条第5項に規定する個人番号の報告を求めることができる。

(試用期間)

- 第10条 職員として採用された日から3か月間は、試用期間とする。ただし、学長が必要と認めたときは、その期間を設けないことができる。
- 2 採用後3か月間において実際に労働した日数が45日に満たない職員については、その日数が45日に達するまで試用期間を延長することができる。
- 3 試用期間中の職員が、勤務実績の不良なこと、心身に故障があること及びその他職員としての適格性を欠くことにより本学に引き続き雇用しておくことが適当でない場合には、学長は当該職員を解雇することができる。
- 4 試用期間14日を超えた後に解雇する場合は、第21条第3項及び第24条に規定する解雇手続きによるものとする。
- 5 試用期間は、勤続年数に通算する。

## 第2節 評価

(勤務評価)

第11条 学長は、職員の勤務成績について、評価を実施する。

## 第3節 昇任

(昇任)

第12条 職員の昇任については、国立大学法人東京農工大学職員採用・昇任規程に定める。

2 教育職員の昇任については、教育研究評議会の議を経るものとする。

#### 第4節 異動

(配置換・出向等)

第13条 学長は、職員に対し、業務上の必要により配置換、兼務、出向又は転籍(以下「配置換等」という)を命じることができる。ただし、転籍を命じるときは本人の個別の同意を得るものとする。

2 配置換、兼務及び出向を命じられた職員は、正当な理由がない限り拒むことができない。

3 職員の配置換等について必要な事項は、別に定める国立大学法人東京農工大学職員異動規程による。

4 配置換等を命じられた場合は、ただちに赴任しなければならない。ただし、やむを得ない事由があるときは、この限りでない。

5 教育職員の配置換等については、教育研究評議会の議を経るものとする。

6 事務職員及び技術職員の60歳に達した日の翌日以後における最初の4月1日以後の配置換等については、別に定める。

(クロスアポイントメント制度)

第13条の2 職員は、本学及び他機関との間において締結した協定に基づき、双方の身分を併せ有し雇用され、双方の業務を行うこと(以下「クロスアポイントメント」という。)ができる。

2 前項の規定に基づきクロスアポイントメント制度を適用する職員の就業について、協定が、この規則又は本学の他の規則等の規定に矛盾し、又は抵触する場合には、協定の規定が優先する。

3 その他クロスアポイントメント制度について必要な事項は、国立大学法人東京農工大学クロスアポイントメント制度に関する規程に定める。

#### 第5節 休職及び復職

(休職)

第14条 職員が次の各号の一に該当する場合は、学長は当該職員を休職にすることができる。

(1) 心身の故障のため、長期の休養を要する場合

(2) 刑事事件に関し起訴され、職務の正常な遂行に支障をきたす場合

(3) 水難、火災及びその他の災害により、生死不明又は所在不明となった場合

(4) 学校、研究所及び病院等の公共施設において、その職員の職務に関連があると認められる研究、調査等に従事する場合

(5) 労働組合業務に専従する場合

(6) 大学若しくは大学院における修学又は国際貢献活動に参加することを承認された場合

(7) 前各号に掲げるもののほか、休職にすることが適当と認められるとき。

- 2 教育職員に関して前項第4号、6号及び7号を適用しようとする場合は、教育研究評議会の議を経るものとする。
- 3 試用期間中の職員については、第1項の規定を適用しない。
- 4 休職の取扱いについては、国立大学法人東京農工大学職員休職規程に定める。
- 5 職員を休職にするときは、事由を記載した説明書を交付する。

(休職の期間)

第15条 前条第1項第1号に掲げる事由による休職の期間は、原則として始めに休職した日における在職期間に応じて別に定める期間とする。この場合において、休職の期間が限度となる期間に満たないときは、始めに休職した日から引き続き限度となる期間を超えない範囲内において、これを更新することができる。

- 2 前条第1項第2号に掲げる事由による休職の期間は、その事件が裁判所に係属する期間とする。ただし、その係属する期間が2年を超えるときは、2年とする。
- 3 前条第1項第3号から第7号までに掲げる事由による休職の期間は、原則として3年を超えない範囲内において別に定める。この場合において、休職の期間が3年に満たないときは、始めに休職した日から引き続き3年を超えない範囲内において、これを更新することができる。

(復職)

第16条 休職中の職員の休職事由が消滅したときは、学長は当該職員を速やかに復職させるものとする。

- 2 休職の期間が満了したときは、当該職員は当然復職するものとする。

## 第6節 退職

(退職)

第17条 職員が次の各号の一に該当したときは、退職とし、職員としての身分を失う。

- (1) 退職を申し出て学長から承認されたとき。
- (2) 定年に達したとき。
- (3) 期間を定めて雇用をされている場合、その期間を満了したとき。
- (4) 第14条に定める休職の期間が満了しても、休職事由がなお消滅しないとき。
- (5) 死亡したとき。
- (6) 職員が国立大学法人等の役員になるとき。
- (7) 国立大学法人東京農工大学教育職員の任期に関する規程第3条の2に規定する審査の結果、任期の定めのない教育職員としないこととなり、任期を定めて雇用する教育職員としての任期が終了したとき。

- (8) 国立大学法人東京農工大学テニユアトラック教員の任期に関する規程第3条第4項に規定するテニユア付与審査の結果、テニユアを付与しないこととなり、テニユアトラック教員としての任期が終了したとき。
- (9) 国立大学法人東京農工大学キャリアチャレンジ教授の任期に関する規程第3条第2項に規定する教授資格審査の結果、任期の定めのない常時勤務を要する教授の身分を付与しないこととなり、キャリアチャレンジ教授としての任期が終了したとき（同規程第5条第2項の場合を除く。）。
- (10) 大学が退職を勧奨し、応諾したとき。
- (自己都合退職)

第18条 職員が退職しようとするときは、あらかじめ、退職を予定する日の30日前までに文書をもって申し出なければならない。

- 2 前項の申し出があった場合、業務上特に支障のない限り、学長はこれを承認するものとする。

(早期退職募集制度による退職)

第18条の2 学長は、別に定める定年前に退職する意思を有する職員の募集制度に基づき、職員の退職を承認することができる。

(管理監督職勤務上限年齢による降任)

第18条の3 学長は、管理監督職（国立大学法人東京農工大学職員給与規程第23条第1項に規定する職）を占める事務職員及び技術職員でその占める管理監督職に係る管理監督職勤務上限年齢に達している事務職員及び技術職員について、当該管理監督職勤務上限年齢に達した日の翌日以後における最初の4月1日（以下「異動日」という。）に、管理監督職以外の職への降任をするものとする。

- 2 前項の管理監督職勤務上限年齢は、満60歳とする。
- 3 第1項の管理監督職以外の職については、別に定める。

(管理監督職への任用の制限)

第18条の4 学長は、採用し、昇任し、降任し、又は転任しようとする管理監督職に係る管理監督職勤務上限年齢に達している事務職員及び技術職員を、その者が当該管理監督を占めているものとした場合における異動日の翌日以後、当該管理監督職に採用し、昇任し、降任し、又は転任することができない。

(定年退職)

第19条 職員の定年は、満65歳とする。この場合、退職の日は、定年に達した日以後における最初の3月31日とする。

(再雇用)

第20条 前条の規定により退職した職員及び満60歳に達した日以後に退職した職員については、学長は国立大学法人東京農工大学再雇用規程に定めるところにより再雇用することができる。

## 第7節 解雇、降任

### (解雇)

第21条 職員が拘禁刑以上の刑に処せられた場合は、学長は当該職員を解雇する。

2 職員が次の各号の一に該当するときは、学長は当該職員を解雇することができる。

- (1) 勤務成績又は業務能率が著しく不良で向上の見込みがなく、他の職務にも転換できない等、就業に適さないと認められた場合
- (2) 勤務状況が著しく不良で、改善の見込みがなく、職員としての職責が果たし得ないと認められた場合
- (3) 心身の故障のため職務の遂行に著しく支障をきたす状態にあつて、雇用の継続に配慮してもなお業務に耐えられない場合
- (4) 事業の運営上やむを得ない事情又は天災事変その他これに準じるやむを得ない事情により、事業の縮小又は部門の閉鎖等を行う必要が生じ、他の職務に転換させることが困難な場合
- (5) 事業の運営上やむを得ない事情又は天災事変その他これに準じるやむを得ない事情により、事業の継続が不可能となった場合
- (6) その他前各号に準じるやむを得ない事情がある場合

3 前項の規定により職員を解雇しようとする場合は、役員会の下に置かれる審査委員会の審査を経なければならない。ただし、教育職員の審査は教育研究評議会がこれを行うものとする。

### (整理解雇の要件)

第22条 学長が前条第2項第4号及び第5号により職員を解雇するときは、次の各号に掲げる要件を満たさなくてはならない。

- (1) 人員整理を行う経営上の必要性が存在すること。
- (2) 人員整理としての解雇を回避する努力義務を履行すること。
- (3) 被解雇者の選定が、客観的で合理的な基準によりなされること。
- (4) 被解雇者及び労働組合に対して事前に説明し、納得を得るよう誠実に協議を行うこと。

### (解雇の手続等)

第22条の2 第21条第2項に規定する解雇に関して必要な事項は、国立大学法人東京農工大学職員の解雇及び降任に関する規程に定める。

2 学長は、職員を解雇するに当たって、当該職員に対して弁明のための十分な機会を設けるものとする。

### (降任)

第23条 職員が次の各号の一に該当するときは、学長は当該職員を降任させることができる。

- (1) 勤務成績、業務能率又は勤務状況が不良と認められた場合

- (2) 心身の故障のため職務の遂行に支障がある場合
  - (3) 前2号に掲げるもののほか、職務に必要な適格性を欠く場合
  - (4) 職員が降任を申し出た場合
- 2 前項(第4号を除く。)の規定により職員を降任させようとする場合は、役員会の下に置かれる審査委員会の審査を経なければならない。ただし、教育職員の審査は教育研究評議会がこれを行うものとする。

(降任の手續等)

第23条の2 前条第2項に規定する降任に関して必要な事項は、国立大学法人東京農工大学職員の解雇及び降任に関する規程に定める。

- 2 学長は、職員を降任するに当たって、当該職員に対して弁明のための十分な機会を設けるものとする。

(解雇制限)

第24条 第21条の規定にかかわらず、次の各号の一に該当する期間は解雇しない。ただし、第1号の場合において療養開始後3年を経過しても負傷又は疾病が治らず労働者災害補償保険法(昭和22年法律第50号。以下「労災法」という。)に基づく傷病補償年金の給付がなされ、労基法第81条の規定によって打切補償を支払ったものとみなされる場合又は労基法第19条第2項の規定により行政官庁の認定を受けた場合は、この限りではない。

- (1) 業務上負傷し、又は疾病にかかり療養のため休業する期間及びその後30日間
- (2) 労基法第65条に規定される産前産後休業の期間及びその後30日間

(解雇予告)

第25条 第21条の規定により職員を解雇する場合は、学長は、次の者を除き、少なくとも30日前に本人に予告するか、又は平均賃金の30日分以上の解雇予告手当を支払う。

- (1) 2か月以内の期間を定めて雇用した者
- (2) 試用期間中であって採用後14日以内の者
- (3) 本人の責に帰すべき事由によって解雇する場合で、労働基準監督署長の認定を受けた者
- (4) 天災事変その他やむを得ない事由により、事業継続が不可能となった場合で、労働基準監督署長の認定を受けたとき。

- 2 前項の予告の日数は、平均賃金を支払った日数だけ短縮することができる。

#### 第8節 退職時の責務

(使用物品の返還)

第26条 職員が退職又は解雇された場合は、本学から借用した物品を速やかに返還しなければならない。

(退職証明書の交付)

第 27 条 職員から労基法第 22 条に定める証明書の交付の請求があった場合は、学長はこれを交付する。

### 第 3 章 給与

(給与)

第 28 条 職員の給与については、国立大学法人東京農工大学職員給与規程に定める。

### 第 4 章 服務

(職務専念義務及び誠実義務)

第 29 条 職員は、学校教育法第 83 条に定める大学の目的、本学学則第 1 条に定める本学の使命と目的及びその業務の公共性を自覚し、協力協働して職務に専念しなければならない。

2 職員は、誠実に職務を遂行し、本学の利益と相反する行為を行ってはならない。

3 学長及び役員は、職員がその能力を十分に発揮し、また協力協働して本学の教育研究及び運営に専念できるよう、良好な職場環境の形成に努めるものとする。

(本学の命令に従う義務)

第 30 条 職員は、本学の指示命令に従ってその職務を遂行しなければならない。

2 職員は、常に能力の開発、能率の向上及び業務の改善をめざし、相互協力の下に業務の正常な運営に努めなければならない。

3 本学は、その指示命令下にある職員の人格を尊重し、その指導育成に努めなければならない。

(信用失墜行為等の禁止)

第 31 条 職員は、次に掲げる行為をしてはならない。

(1) 本学の名誉若しくは信用を失墜させ、又は職員全体の名誉を毀損すること。

(2) 本学の秩序及び規律を乱すこと。

(秘密の遵守)

第 32 条 職員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。ただし、不正の事実を知り得た場合はこの限りではない。

2 職員が法令による証人、鑑定人等となり、職務上の秘密に属する事項を公表するには、学長の許可を受けなければならない。

(個人情報取扱い)

第 32 条の 2 職員は、法令及び本学が別に定めるところにより、個人情報を適切に取り扱わなければならない。

(不正の事実の報告)

第 33 条 職員は、不正の事実を本学に報告したことにより、いかなる不利益も受けない。

(ハラスメントの防止)

第 34 条 職員は、基本的人権の侵害及びセクシュアル・ハラスメント等、いかなるハラスメントも行ってはならず、またその予防に努めなければならない。

2 ハラスメントの防止については、国立大学法人東京農工大学ハラスメント・性暴力等の防止及び対策等に関する規程に定める。

(兼業)

第 35 条 職員は、本務遂行に支障がないと認められる場合、兼業に従事することができる。

2 職員が兼業を行おうとする場合は、国立大学法人東京農工大学職員兼業規程に定めるところにより学長の許可を得なければならない。

(職員の倫理)

第 36 条 職員の職務に係る倫理については、国立大学法人東京農工大学役職員倫理規程に定める。

(障害を理由とする差別解消のための措置)

第 36 条の 2 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成 25 年法律第 65 号）に基づき、職員が適切に対応するために必要な事項は別に定めるものとする。

#### 第 5 章 労働時間及び休暇等

(労働時間及び休暇等)

第 37 条 職員の労働時間及び休暇等については、別に定める国立大学法人東京農工大学職員の労働時間、休暇等に関する規程による。

(在宅勤務)

第 37 条の 2 職員は、通常の勤務場所を離れて、原則として当該職員の自宅において勤務（以下「在宅勤務」という。）することができる。

2 在宅勤務について必要な事項は、別に定める。

(育児休業、介護休業等)

第 38 条 育児休業、介護休業等について必要な事項は、国立大学法人東京農工大学育児休業、介護休業等規程による。

(配偶者同行休業)

第 39 条 配偶者同行休業について必要な事項は、国立大学法人東京農工大学職員配偶者同行休業規程による。

#### 第 6 章 研修

(研修)

第 40 条 学長は、業務に関する必要な知識及び技能を向上させるため、職員に対して研修機会の提供に努めるものとする。

2 職員は、前項に規定する研修の機会が与えられた場合、又は申請を承認された場合には、研修を受けなければならない。

3 教育職員は、授業計画に支障のない限り、所属長の承認を得て、勤務場所を離れて研修を行うことができる。

4 教育職員は、現職のままで、長期にわたる研修を受けることができる。

## 第7章 表彰

### (表彰)

第41条 職員が次の各号に該当する場合には、学長は当該職員を国立大学法人東京農工大学職員表彰規程に定めるところにより表彰する。

- (1) 永年にわたり誠実に勤務し成績が優秀で他の模範となる場合
- (2) 本学の名誉となり、又は職員の模範となる善行を行った場合
- (3) その他学長が必要と認める場合

## 第8章 懲戒等

### (懲戒)

第42条 懲戒は、懲戒解雇、諭旨解雇、出勤停止、減給又は戒告の区分によるものとし、学長が書面をもって行う。

- (1) 懲戒解雇 予告期間を設けずに即時に解雇する。
- (2) 諭旨解雇 退職願の提出を勧告し、これに応じない場合には、予告期間を設けずに即時に解雇する。
- (3) 出勤停止 勤務を停止し、職務に従事させず、その間の給与を支給しない。
- (4) 減給 一事案について労基法第12条に規定する平均賃金の半日分を限度とする。  
ただし一給与支払期にいくつかの事案が発生した場合には、その減給総額が、給与支払期における給与総額の10分の1以内の額を上限として給与から減じる。
- (5) 戒告 将来を戒める。

### (懲戒の事由)

第43条 職員が次の各号の一に該当する場合には、学長は当該職員を懲戒に処する。

- (1) 正当な理由なしに無断欠勤を繰り返した場合
- (2) 正当な理由なしに繰り返し遅刻、早退するなど勤務を怠った場合
- (3) 故意又は重大な過失により本学に損害を与えた場合
- (4) 窃盗、横領、傷害等の刑法犯に該当する行為があった場合
- (5) 本学の名誉若しくは信用を著しく傷つけた場合
- (6) 本学の秩序又は風紀を乱した場合
- (7) 重大な経歴詐称をした場合
- (8) その他この規則によって遵守すべき事項に違反し、又は前各号に準じる不都合な行為があった場合

### (懲戒の手續等)

第44条 懲戒処分の決定は、別に定める国立大学法人東京農工大学懲戒規程に基づき、役員会の下に置かれる審査委員会の審査を経て学長が行う。ただし、教育職員については教育研究評議会の審査を経て学長が行うものとする。

2 学長は、職員を懲戒するに当たって、当該職員に対して弁明のための十分な機会を設けるものとする。

(訓告等)

第 45 条 前条に規定する場合の他、サービスを厳正にし、規律を保持するために必要があるときには、学長は訓告、嚴重注意又は注意を文書等により行うことができる。

(損害賠償)

第 46 条 職員が故意又は重大な過失により本学に損害を与えた場合は、学長はその損害の全部又は一部を当該職員に賠償させるものとする。

## 第 9 章 安全及び衛生

(学長の責務)

第 47 条 学長は、職員の心身の健康増進と危険防止のために必要な措置をとるものとする。

(協力義務)

第 48 条 職員は、安全、衛生及び健康確保について、労働安全衛生法(昭和 47 年法律第 57 号)及びその他の関係法令を守るとともに、本学が行う安全、衛生及び健康確保に関する措置に協力し、実行しなければならない。

(健康診断)

第 49 条 職員は、本学が毎年定期的又は臨時に行う健康診断を受けなければならない。ただし、医師による健康診断を受け、その者が当該健康診断の結果を証明する書面を提出した時は、この限りではない。

2 前項の健康診断の結果に基づいて必要と認める場合には、学長は職員に就業の禁止、労働時間の制限等、当該職員の健康保持に必要な措置を講じるものとする。

3 職員は、正当な事由がなく前 2 項の措置を拒んではならない。

(就業禁止)

第 50 条 職員は、本人、同居人又は近隣の者が伝染病にかかり若しくはその疑いがある等の場合には、直ちに学長に届け出て、その指示に従わなければならない。

2 学長は、前項の届け出があった場合には、産業医その他の医師の意見を聴いて就業の禁止等必要な措置を講じることができる。

(安全衛生管理)

第 51 条 安全衛生管理について必要な事項は、国立大学法人東京農工大学安全衛生管理規程に定めるところによる。

## 第 10 章 出張

(出張)

第 52 条 業務上必要がある場合は、旅行命令権者は職員に出張を命じることができる。

2 出張を命じられた職員が出張を終えたときには、速やかに書面により報告しなければならない。

(旅費)

第 53 条 前条の出張に要する旅費に関しては、国立大学法人東京農工大学旅費取扱規程に定めるところによる。

#### 第 11 章 母性の保護

(女性職員の就業制限等)

第 54 条 学長は、妊娠中の職員及び産後 1 年を経過しない職員(以下「妊産婦である職員」という。)を、妊娠、出産、哺育等にとって有害な業務に就かせないものとする。

2 妊産婦である職員が請求した場合には、学長は当該職員に午後 10 時から午前 5 時までの間における深夜労働又は所定の労働時間以外の労働をさせないものとする。

3 1 歳に満たない子を養育する職員が請求した場合には、学長は当該職員に休憩時間のほかに 1 日について 2 回、1 回について 30 分の育児時間を与えるものとする。

4 生理日の就業が著しく困難な職員が請求した場合には、学長は当該職員を一定期間労働させないことができる。

5 母性の保護について必要な事項は、国立大学法人東京農工大学安全衛生管理規程及び国立大学法人東京農工大学職員の労働時間、休暇等に関する規程に定めるところによる。

#### 第 12 章 障害者の雇用と保護

(障害者の雇用)

第 55 条 学長は、障害者の雇用の促進等に関する法律(昭和 35 年法律第 123 号)に基づく障害者の雇用の確保及び就業に必要な環境整備を図るものとする。

#### 第 13 章 災害補償

(業務上の災害補償)

第 56 条 学長は、職員の業務上における負傷、疾病、障害及び死亡について、労基法、労災法及び国立大学法人東京農工大学職員休業補償等支給規程の定めるところにより災害補償を行う。

(通勤上の災害補償)

第 57 条 学長は、職員の通勤途上における災害については、労災法及び国立大学法人東京農工大学職員休業補償等支給規程の定めるところにより災害補償を行う。

#### 第 14 章 退職手当

(退職手当)

第 58 条 職員の退職手当については、国立大学法人東京農工大学職員退職手当規程に定めるところによる。

#### 第 15 章 福利厚生

(宿舎の利用)

第 59 条 職員は、本学の宿舎を利用することができる。

(職員のレクリエーション)

第 60 条 学長は、職員の勤務能率の発揮及び増進のために、職員のレクリエーションについて計画を立て、その実施に努める。

#### 第 16 章 知的所有権

(知的所有権)

第 61 条 知的所有権に関する必要な事項は、国立大学法人東京農工大学職務発明規程に定めるところによる。

#### 第 17 章 苦情処理

(苦情処理)

第 62 条 学長は、職員の給与、労働時間、勤務評価、日常の労働環境及び不利益処分等に関する苦情の解決を図るため、相談窓口を設置する。

2 職員から寄せられた苦情処理について必要な事項は、国立大学法人東京農工大学苦情相談規程に定める。

#### 第 18 章 規則の作成及び改廃の手続

(作成及び改廃の手続)

第 63 条 学長は、就業規則、関連規程及び細則の作成及び改廃について、労働者の過半数で組織する労働組合がある場合においてはその労働組合、労働者の過半数で組織する労働組合がない場合においては労働者の過半数を代表する者の意見を聴かなければならない。

2 労働者の過半数を代表する者は、各事業場において、労働者の総意を得て定められた方法により選出された者とする。

3 本規則の条項のうち、教育研究評議会の関与を定めた条項を改廃する場合には、教育研究評議会の議を経るものとする。

#### 附 則

1 この規則は、平成 16 年 4 月 7 日から施行し、平成 16 年 4 月 1 日から適用する。

2 事務職員及び技術職員の令和 5 年 4 月 1 日から令和 13 年 3 月 31 日までの間における第 19 条の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる期間の区分に応じ、同条中「65 歳」とあるのはそれぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

令和 5 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日まで	61 歳
令和 7 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日まで	62 歳
令和 9 年 4 月 1 日から令和 11 年 3 月 31 日まで	63 歳
令和 11 年 4 月 1 日から令和 13 年 3 月 31 日まで	64 歳

附 則(平成 17 年 4 月 1 日 17 経教規則第 3 号)

この規則は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 17 年 4 月 1 日 17 経教規則第 6 号)

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則(平成17年5月1日 17 経教規則第8号)

この規則は、平成17年5月1日から施行する。

附 則(平成18年4月1日 18 経教規則第1号)

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則(平成19年1月15日 18 経教規則第7号)

この規則は、平成19年1月15日から施行し、第4条第3項を改正する規定は、平成18年9月1日から適用する。ただし、「若手人材育成拠点の設置と人事制度改革」事業に従事する職員就業規則に関する規定は、平成18年10月1日から適用するものとする。また、第5条第3項を改正する規定は、平成18年11月15日から適用する。

附 則(平成19年4月1日 19 経教規則第2号)

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則(平成19年11月5日 19 経教規則第9号)

この規則は、平成19年11月5日から施行し、平成19年8月1日から適用する。

附 則(平成20年4月1日 20 経教規則第3号)

- 1 この規則は、平成20年4月1日から施行し、第63条第2項を改正する規定は、平成20年3月1日から適用する。
- 2 この規則の施行に伴い、国立大学法人東京農工大学過半数代表者選出規程(16 経教規程第43号)は、廃止する。

附 則(平成20年6月23日 20 経教規則第7号)

この規則は、平成20年6月23日から施行し、平成20年4月1日から適用する。ただし、第4条第3項にかかる改正については、平成20年5月1日から適用する。

附 則(平成20年7月7日 20 経教規則第11号)

この規則は、平成20年7月7日から施行し、平成20年6月1日から適用する。

附 則(平成20年8月1日 20 経教規則第15号)

この規則は、平成20年8月1日から施行する。

附 則(平成21年4月1日 20 経教規則第7号)

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則(平成21年7月27日 21 経教規則第20号)

この規則は、平成 21 年 7 月 27 日から施行し、平成 21 年 6 月 1 日から適用する。

附 則(平成 22 年 4 月 1 日 22 経教規則第 3 号)

この規則は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 22 年 8 月 1 日 22 経教規則第 7 号)

この規則は、平成 22 年 8 月 1 日から施行する。

附 則(平成 23 年 4 月 1 日 23 経教規則第 10 号)

この規則は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 24 年 11 月 7 日 24 経教規則第 6 号)

この規則は、平成 24 年 11 月 7 日から施行し、平成 24 年 10 月 1 日から適用する。

附 則(平成 25 年 4 月 1 日 25 経教規則第 5 号)

この規則は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 25 年 11 月 1 日経教規則第 11 号)

- 1 この規則は、平成 25 年 11 月 1 日から施行する。
- 2 国立大学法人東京農工大学教育職員選択定年規程は、廃止する。

附 則(平成 26 年 5 月 12 日規程第 29 号)

この規程は、平成 26 年 5 月 12 日から施行し、平成 19 年 12 月 26 日から適用する。

附 則(平成 26 年 11 月 1 日規則第 10 号)

この規則は、平成 26 年 11 月 1 日から施行する。

附 則(平成 27 年 4 月 1 日規則第 4 号)

この規則は、平成 27 年 4 月 1 日から施行し、第 17 条第 8 号の改正規定は平成 26 年 6 月 2 日から、同条第 9 号の改正規定は平成 26 年 11 月 1 日から、それぞれ適用する。

附 則(平成 27 年 10 月 1 日規則第 6 号)

この規則は、平成 27 年 10 月 1 日から施行する。

附 則(平成 28 年 4 月 1 日規則第 3 号)

この規則は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 29 年 3 月 3 日規則第 10 号)

この規則は、平成 29 年 3 月 3 日から施行する。

附 則(平成30年7月2日規則第6号)  
この規則は、平成30年7月2日から施行する。

附 則(平成31年4月1日規則第3号)  
この規程は、平成31年4月1日から施行する。

附 則(令和元年6月24日規則第3号)  
この規程は、令和元年6月24日から施行する。

附 則(令和2年3月23日規則第5号)  
この規程は、令和2年3月23日から施行する。

附 則(令和2年9月1日規則第5号)  
この規則は、令和2年9月1日から施行する。

附 則(令和3年10月1日規則第5号)  
この規則は、令和3年10月1日から施行する。

附 則(令和5年4月1日規則第2号)  
この規則は、令和5年4月1日から施行する。

附 則(令和5年7月31日規則第5号)  
この規則は、令和5年7月31日から施行する。

附 則(令和6年1月29日規則第11号)  
この規則は、令和6年1月29日から施行する。

附 則(令和6年4月1日規則第1号)  
この規則は、令和6年4月1日から施行する。

- 附 則(令和6年4月1日規則第4号)
- 1 この規則は、令和6年4月1日から施行する。
  - 2 この規則の施行日前に第14条第1項第1号の規定により命じられた休職の取扱いについては、なお従前の例による。

- 附 則(令和8年4月1日規則第2号)
- 1 この規則は、令和8年4月1日から施行する。
  - 2 この規則の施行日前に禁錮以上の刑に処せられた場合は、改正後の第21条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則(令和8年4月1日規則第5号)

- 1 この規則は、令和8年4月1日から施行する。
- 2 国立大学法人東京農工大学職員の職制に関する規程(平成16年11月22日16経教規程第79号)は、廃止する。

(第4条第1項関係)

職員区分		職名
教育職員		教授
		准教授
		講師
		助教
		助手
事務職員		事務局長
		部長、事務部長
		課長、調整役、室長（監査室長及びコンプライアンス推進室長に限る。）
		室長（監査室長及びコンプライアンス推進室長を除く。）、監査室副室長、副課長、専門員
		係長、専門職
		主任
		係員
技術職員	施設系	課長
		室長（監査室長及びコンプライアンス推進室長を除く。）、副課長
		係長
		主任
		係員
	教室系	技術専門員
		技術専門職員
		技術員、労務作業員
	教育補助系	教務職員
	医療系	看護師

2027年度授業時間割表【大学院先進学際科学府 博士前期課程・博士後期課程】

学期	1学期 第1ターム	1学期 第2ターム	3学期 第1ターム	3学期 第2ターム	時間	1時限	2時限	3時限	4時限	5時限
開講時期	4月～5月	6月～7月	10月～11月	12月～1月	時間	8:45～10:15	10:30～12:00	13:00～14:30	14:45～16:15	16:30～18:00

★「先進学際科学府博士前期課程」「先進学際科学府博士後期課程（「共同先進健康科学専攻」を除く）」では、4ターム制を採用する。ただし、原則的に学府及び学部に通ずる学年暦を準用する。1学期を第1ターム、第2ターム、3学期を第1ターム、第2タームに期間を分ける。  
 1学期 第1ターム 最終授業日 火曜日6/8、水曜日6/9、金曜日5/28  
 3学期 第1ターム 最終授業日：火曜日11/30、水曜日12/1、金曜日11/19  
 1学期 第2ターム 初回授業日 火曜日6/15、水曜日6/16、金曜日6/4  
 3学期 第2ターム 初回授業日：火曜日12/7、水曜日12/8、金曜日11/26

小・講義室1-3=小金井・BASE棟1階講義室1～3 小・講義室4=小金井・BASE棟1階講義室4 小・講義室5=小金井・BASE棟2階講義室5 府中先進201：府中先進学際科学府棟2階 研究室=各研究室

課程	開講学期	月	火					水			木					
			1	2	3	4	5	1	2	3	1	2	3	4	5	
先進学際科学府 先進学際科学専攻 博士前期課程（1年次、2年次）	1学期 第1ターム	1	実践情報・デジタル演習I 堀田・山下・山田 小・講義室1-3	エネルギー材料物性特論I 村上尚 小・講義室5	食料・環境情報科学特論 庄司 小・講義室1-3				予測情報学特論 岩見 府中先進201	農業環境情報学特論I 山下・浅田 府中先進201		応用計測情報学特論I 岩見・大島 小・講義室1-3	資源・エネルギー情報科学特論 富永 小・講義室1-3	健康・福祉情報科学特論 西館 小・講義室1-3		
				食料生産システム特論I 鈴木(丈) 小・講義室1-3									健康福祉知覚認知処理特論I 古宮 小・講義室5			
	1学期 第2ターム	1	実践情報・デジタル演習II 堀田・山下・山田 小・講義室1-3	エネルギー材料物性特論II 村上尚 小・講義室5						農業環境情報学特論II 山下・浅田 府中先進201		応用計測情報学特論II 岩見・大島 小・講義室1-3				
				食料生産システム特論II 鈴木(丈) 小・講義室1-3									健康福祉知覚認知処理特論II 古宮 小・講義室5			
	3学期 第1ターム	1		エネルギー変換技術特論I 銭 小・講義室5	人工知能応用特論I 山田 小・講義室1-3				数理生物情報学特論I 小山・鈴木(康) 府中先進201	応用環境計測予測学特論I 中嶋 府中先進201		生命環境情報学特論I 篠原 小・講義室1-3	物質機能分析特論I レンゴロ 小・講義室4			
				健康福祉センシング特論I 石田 小・講義室4								物質機能設計特論I 萩野 小・講義室4	健康福祉バイオエレクトロニクス特論I 田畑 小・講義室5			
	3学期 第2ターム	1		エネルギー変換技術特論II 銭 小・講義室5	人工知能応用特論II 堀田 小・講義室1-3				数理生物情報学特論II 小山・鈴木(康) 府中先進201	応用環境計測予測学特論II 中嶋 府中先進201		生命環境情報学特論II 篠原 小・講義室1-3	物質機能分析特論II レンゴロ 小・講義室4			
				健康福祉センシング特論II 石田 小・講義室4								物質機能設計特論II 萩野 小・講義室4	健康福祉バイオエレクトロニクス特論II 田畑 小・講義室5			

先進学際科学府 先進学際科学専攻 博士後期課程（1年次、3年次）	1学期 第1ターム	1	先進物質機能設計特論I 萩野 研究室	先進物質機能分析特論I レンゴロ 研究室	先進応用環境計測学特論I 中嶋 研究室	先進エネルギー材料物性特論I 村上 研究室					先進材料情報学特論I 大島 研究室	先進統計数理情報学特論I 山田 研究室	先進健康福祉ロボティクス特論I 水内 研究室	先進健康福祉システム工学特論I 西館 研究室	先進環境物質循環特論I 中田 研究室	
			先進計測情報学特論I 岩見 研究室	先進農業環境予測学特論I 山下 研究室	先進健康福祉電気電子工学特論I 有馬 研究室	先進物質機能制御特論I 花崎 研究室									先進農業環境情報学特論I 浅田 研究室	
	1学期 第2ターム	1	先進物質機能設計特論II 萩野 研究室	先進物質機能分析特論II レンゴロ 研究室	先進応用環境計測学特論II 中嶋 研究室	先進エネルギー材料物性特論II 村上 研究室						先進材料情報学特論II 大島 研究室	先進統計数理情報学特論II 山田 研究室	先進健康福祉ロボティクス特論II 水内 研究室	先進健康福祉システム工学特論II 西館 研究室	先進環境物質循環特論II 中田 研究室
			先進計測情報学特論II 岩見 研究室	先進農業環境予測学特論II 山下 研究室	先進健康福祉電気電子工学特論II 有馬 研究室	先進物質機能制御特論II 花崎 研究室									先進農業環境情報学特論II 浅田 研究室	
	3学期 第1ターム	1	先進数理生物情報学特論I 小山 研究室	先進生命環境情報学特論I 篠原 研究室	先進人工知能応用特論I 堀田 研究室	先進微生物情報科学特論I 鈴木(康) 研究室						先進エネルギー変換技術特論I 銭 研究室	先進分子構造情報学特論I 福谷 研究室	先進エネルギー材料設計特論I 富永 研究室	先進食料生産システム特論I 鈴木(丈) 研究室	先進健康福祉コンピューティング特論I 藤波 研究室
			先進環境物質分析特論I 赤井 研究室			先進健康福祉バイオエレクトロニクス特論I 田畑 研究室						先進応用環境予測学特論I 瀬戸 研究室				
	3学期 第2ターム	1	先進数理生物情報学特論II 小山 研究室	先進生命環境情報学特論II 篠原 研究室	先進人工知能応用特論II 堀田 研究室	先進微生物情報科学特論II 鈴木(康) 研究室						先進エネルギー変換技術特論II 銭 研究室	先進分子構造情報学特論II 福谷 研究室	先進エネルギー材料設計特論II 富永 研究室	先進食料生産システム特論II 鈴木(丈) 研究室	先進健康福祉コンピューティング特論II 藤波 研究室
			先進環境物質分析特論II 赤井 研究室			先進健康福祉バイオエレクトロニクス特論II 田畑 研究室						先進応用環境予測学特論II 瀬戸 研究室				

2028年度授業時間割表【大学院先進学際科学府 博士前期課程・博士後期課程】

学期	1学期 第1ターム	1学期 第2ターム	3学期 第1ターム	3学期 第2ターム	時間	1時限	2時限	3時限	4時限	5時限
開講時期	4月～5月頃	6月～7月頃	10月～11月頃	12月～1月頃	時間	8:45～10:15	10:30～12:00	13:00～14:30	14:45～16:15	16:30～18:00

★「先進学際科学府博士前期課程」「先進学際科学府博士後期課程（「共同先進健康科学専攻」を除く）」では、4ターム制を採用する。ただし、原則的に学府及び学部に通ずる学年暦を準用する。1学期を第1ターム、第2ターム、3学期を第1ターム、第2タームに期間を分ける。  
 1学期 第1ターム 最終授業日 火曜日5/30、水曜日6/7、金曜日6/9  
 1学期 第2ターム 初回授業日 火曜日6/6、水曜日6/14、金曜日6/16  
 3学期 第1ターム 最終授業日 火曜日11/21、水曜日11/22、金曜日12/1  
 3学期 第2ターム 初回授業日 火曜日11/28、水曜日11/29、金曜日12/8

小・講義室1-3 = 小金井・BASE棟1階講義室1～3 小・講義室4 = 小金井・BASE棟1階講義室4 小・講義室5 = 小金井・BASE棟2階講義室5 府中先進201：府中先進学際科学府棟2階 研究室 = 各研究室

課程	開講学期	月	火					水			木					金								
			1	2	3	4	5	1	2	3	1	2	3	4	5	1	2	3	4	5				
先進学際科学府 先進学際科学専攻 博士前期課程（1年次、2年次）	1学期 第1ターム	1	実践情報・デジタル演習I 堀田・山田・山下 小・講義室1-3	エネルギーシステム工学特論I 池上 小・講義室1-3	食料・環境情報科学特論 庄司 小・講義室1-3				予測情報学特論 岩見 府中先進201	農業環境情報学特論I 山下・浅田 府中先進201		応用計測情報学特論I 岩見・大島 小・講義室1-3	資源・エネルギー情報科学特論 銭 小・講義室1-3	健康・福祉情報科学特論 西館 小・講義室1-3										
			1学期 第2ターム	2	実践情報・デジタル演習II 堀田・山田・山下 小・講義室1-3	エネルギーシステム工学特論II 池上 小・講義室1-3						農業環境情報学特論II 浅田・山下 府中先進201		応用計測情報学特論II 大島・岩見 小・講義室1-3	エネルギー材料設計特論I 富永 小・講義室4									
					3学期 第1ターム	3	地盤環境学特論I 橋本 小・講義室5	健康福祉システム工学特論I 潘 迅 小・講義室1-3	人工知能応用特論I 山田 小・講義室1-3			数理生物情報学特論I 小山・鈴木(康) 府中先進201	応用環境計測予測学特論I 瀬戸 府中先進201		生命環境情報学特論I 篠原・福谷 小・講義室1-3	健康福祉コンピューティング特論I 藤波 小・講義室5								
	3学期 第2ターム	4	地盤環境学特論II 橋本 小・講義室5	健康福祉システム工学特論II 潘 迅 小・講義室1-3			人工知能応用特論II 堀田 小・講義室1-3			数理生物情報学特論II 鈴木(康)・小山 府中先進201	応用環境計測予測学特論II 瀬戸 府中先進201		生命環境情報学特論II 福谷・篠原 小・講義室1-3	健康福祉コンピューティング特論II 藤波 小・講義室5										
			先進学際科学府 先進学際科学専攻 博士後期課程（1年次、3年次）	1学期 第1ターム	1	先進地盤環境学特論I 橋本 研究室	先進健康福祉センシング特論I 石田 研究室	先進応用環境計測学特論I 中嶋 研究室						先進材料情報学特論I 大島 研究室	先進資源エネルギー工学特論I 富永 研究室	先進統計数理情報学特論I 山田 研究室	先進農業環境情報学特論I 浅田 研究室							
	1学期 第2ターム	2				先進計測情報学特論I 岩見 研究室	先進農業環境予測学特論I 山下 研究室									先進RNA生物情報学特論I 庄司 研究室								
						3学期 第1ターム	3	先進食料資源安全科学特論I 豊田 研究室										先進健康福祉知覚認知処理特論I 古宮 研究室						
	3学期 第2ターム	4		先進地盤環境学特論II 橋本 研究室	先進健康福祉センシング特論II 石田 研究室			先進応用環境計測学特論II 中嶋 研究室						先進材料情報学特論II 大島 研究室	先進資源エネルギー工学特論II 富永 研究室	先進統計数理情報学特論II 山田 研究室	先進農業環境情報学特論II 浅田 研究室							
				3学期 第1ターム	5	先進数理生物情報学特論I 小山 研究室	先進生命環境情報学特論I 篠原 研究室	先進人工知能応用特論I 堀田 研究室			先進微生物情報学特論I 鈴木(康) 研究室			先進応用環境予測学特論I 瀬戸 研究室	先進分子構造情報学特論I 福谷 研究室									先進食料資源機能創製特論I 梶田 研究室
	3学期 第2ターム	6				先進生物環境応答特論I 梅澤 研究室					先進エネルギーシステム工学特論I 池上 研究室													
				3学期 第2ターム	7	先進数理生物情報学特論II 小山 研究室	先進生命環境情報学特論II 篠原 研究室	先進人工知能応用特論II 堀田 研究室			先進微生物情報学特論II 鈴木(康) 研究室			先進応用環境予測学特論II 瀬戸 研究室	先進分子構造情報学特論II 福谷 研究室									先進食料資源機能創製特論II 梶田 研究室
	3学期 第2ターム	8				先進生物環境応答特論II 梅澤 研究室					先進エネルギーシステム工学特論II 池上 研究室													

2029年度授業時間割表【大学院先進学際科学府 博士前期課程・博士後期課程】

学期	1学期 第1ターム	1学期 第2ターム	3学期 第1ターム	3学期 第2ターム	時間	1時限	2時限	3時限	4時限	5時限
開講時期	4月～5月	6月～7月	10月～11月	12月～1月	時間	8:45～10:15	10:30～12:00	13:00～14:30	14:45～16:15	16:30～18:00

★「先進学際科学府博士前期課程」「先進学際科学府博士後期課程（「共同先進健康科学専攻」を除く）」では、4ターム制を採用する。ただし、原則的に学府及び学部に通ずる学年暦を準用する。1学期を第1ターム、第2ターム、3学期を第1ターム、第2タームに期間を分ける。  
 1学期 第1ターム 最終授業日 火曜日5/29、水曜日5/30、金曜日6/8  
 3学期 第1ターム 最終授業日：火曜日11/20、水曜日11/21、金曜日11/30  
 1学期 第2ターム 初回授業日 火曜日6/5、水曜日6/6、金曜日6/15  
 3学期 第2ターム 初回授業日：火曜日11/27、水曜日11/28、金曜日12/7

小・講義室1-3=小金井・BASE棟1階講義室1～3 小・講義室4=小金井・BASE棟1階講義室4 小・講義室5=小金井・BASE棟2階講義室5 府中先進201：府中先進学際科学府棟2階 研究室=各研究室

課程	開講学期	月	火					水			木					
			1	2	3	4	5	1	2	3	1	2	3	4	5	
先進学際科学府 先進学際科学専攻 博士前期課程（1年次、2年次）	1学期 第1ターム	1	実践情報・デジタル演習I 堀田・山下・山田 小・講義室1-3	エネルギー材料物性特論I 村上尚 小・講義室5	食料・環境情報科学特論 庄司 小・講義室1-3			予測情報学特論 岩見 府中先進201	農業環境情報学特論I 山下・浅田 府中先進201		応用計測情報学特論I 岩見・大島 小・講義室1-3	資源・エネルギー情報科学特論 富永 小・講義室1-3	健康・福祉情報科学特論 西館 小・講義室1-3			
				食料生産システム特論I 鈴木(丈) 小・講義室1-3								健康福祉知覚認知処理特論I 古宮 小・講義室5				
												環境物質分析特論I 赤井 小・講義室4				
												応用計測情報学特論II 岩見・大島 小・講義室1-3				
												健康福祉知覚認知処理特論II 古宮 小・講義室5				
												環境物質分析特論II 赤井 小・講義室4				
	1学期 第2ターム	2	実践情報・デジタル演習II 堀田・山下・山田 小・講義室1-3	エネルギー材料物性特論II 村上尚 小・講義室5						農業環境情報学特論II 山下・浅田 府中先進201		応用計測情報学特論II 岩見・大島 小・講義室1-3				
				食料生産システム特論II 鈴木(丈) 小・講義室1-3								健康福祉知覚認知処理特論II 古宮 小・講義室5				
												環境物質分析特論II 赤井 小・講義室4				
												生命環境情報学特論I 篠原 小・講義室1-3	物質機能分析特論I レンゴロ 小・講義室4			
												物質機能設計特論I 萩野 小・講義室4	健康福祉バイオエレクトロニクス特論I 田畑 小・講義室5			
												食料資源安全科学特論I 豊田 小・講義室5				
3学期 第1ターム	3		エネルギー変換技術特論I 銭 小・講義室5	人工知能応用特論I 山田 小・講義室1-3			数理生物情報学特論I 小山・鈴木(康) 府中先進201	応用環境計測予測学特論I 中嶋 府中先進201		生命環境情報学特論I 篠原 小・講義室1-3	物質機能分析特論I レンゴロ 小・講義室4					
			健康福祉センシング特論I 石田 小・講義室4							物質機能設計特論II 萩野 小・講義室4	健康福祉バイオエレクトロニクス特論II 田畑 小・講義室5					
										食料資源安全科学特論II 豊田 小・講義室5						
											生命環境情報学特論II 篠原 小・講義室1-3	物質機能分析特論II レンゴロ 小・講義室4				
											物質機能設計特論II 萩野 小・講義室4	健康福祉バイオエレクトロニクス特論II 田畑 小・講義室5				
											食料資源安全科学特論II 豊田 小・講義室5					
3学期 第2ターム	4		エネルギー変換技術特論II 銭 小・講義室5	人工知能応用特論II 堀田 小・講義室1-3			数理生物情報学特論II 小山・鈴木(康) 府中先進201	応用環境計測予測学特論II 中嶋 府中先進201		生命環境情報学特論II 篠原 小・講義室1-3	物質機能分析特論II レンゴロ 小・講義室4					
			健康福祉センシング特論II 石田 小・講義室4							物質機能設計特論II 萩野 小・講義室4	健康福祉バイオエレクトロニクス特論II 田畑 小・講義室5					
										食料資源安全科学特論II 豊田 小・講義室5						
											生命環境情報学特論II 篠原 小・講義室1-3	物質機能分析特論II レンゴロ 小・講義室4				
											物質機能設計特論II 萩野 小・講義室4	健康福祉バイオエレクトロニクス特論II 田畑 小・講義室5				
											食料資源安全科学特論II 豊田 小・講義室5					
先進学際科学府 先進学際科学専攻 博士後期課程（1年次、3年次）	1学期 第1ターム	1	先進物質機能設計特論I 萩野 研究室	先進物質機能分析特論I レンゴロ 研究室	先進応用環境計測学特論I 中嶋 研究室	先進エネルギー材料物性特論I 村上 研究室				先進材料情報学特論I 大島 研究室	先進統計数理情報学特論I 山田 研究室	先進健康福祉ロボティクス特論I 水内 研究室	先進健康福祉システム工学特論I 西館 研究室	先進環境物質循環特論I 中田 研究室		
			先進計測情報学特論I 岩見 研究室	先進農業環境予測学特論I 山下 研究室	先進健康福祉電気電子工学特論I 有馬 研究室	先進物質機能制御特論I 花崎 研究室						先進農業環境情報学特論I 浅田 研究室				
	1学期 第2ターム	2	先進物質機能設計特論II 萩野 研究室	先進物質機能分析特論II レンゴロ 研究室	先進応用環境計測学特論II 中嶋 研究室	先進エネルギー材料物性特論II 村上 研究室				先進材料情報学特論II 大島 研究室	先進統計数理情報学特論II 山田 研究室	先進健康福祉ロボティクス特論II 水内 研究室	先進健康福祉システム工学特論II 西館 研究室	先進環境物質循環特論II 中田 研究室		
			先進計測情報学特論II 岩見 研究室	先進農業環境予測学特論II 山下 研究室	先進健康福祉電気電子工学特論II 有馬 研究室	先進物質機能制御特論II 花崎 研究室						先進農業環境情報学特論II 浅田 研究室				
3学期 第1ターム	3	先進数理生物情報学特論I 小山 研究室	先進生命環境情報学特論I 篠原 研究室	先進人工知能応用特論I 堀田 研究室	先進微生物情報科学特論I 鈴木(康) 研究室			先進エネルギー変換技術特論I 銭 研究室	先進分子構造情報学特論I 福谷 研究室	先進エネルギー材料設計特論I 富永 研究室	先進食料生産システム特論I 鈴木(丈) 研究室	先進健康福祉コンピューティング特論I 藤波 研究室				
		先進環境物質分析特論I 赤井 研究室			先進健康福祉バイオエレクトロニクス特論I 田畑 研究室			先進応用環境予測学特論I 瀬戸 研究室								
		先進健康福祉データ駆動型制御特論I 瀧 研究室														
3学期 第2ターム	4	先進数理生物情報学特論II 小山 研究室	先進生命環境情報学特論II 篠原 研究室	先進人工知能応用特論II 堀田 研究室	先進微生物情報科学特論II 鈴木(康) 研究室			先進エネルギー変換技術特論II 銭 研究室	先進分子構造情報学特論II 福谷 研究室	先進エネルギー材料設計特論II 富永 研究室	先進食料生産システム特論II 鈴木(丈) 研究室	先進健康福祉コンピューティング特論II 藤波 研究室				
		先進環境物質分析特論II 赤井 研究室			先進健康福祉バイオエレクトロニクス特論II 田畑 研究室			先進応用環境予測学特論II 瀬戸 研究室								
		先進健康福祉データ駆動型制御特論II 瀧 研究室														

修了までのスケジュール

学年	月	研究指導	関連科目
入学前		主指導教員決定、研究計画相談	
1年	4	副指導教員決定、研究計画指導 →研究計画・研究指導計画書提出 既往研究の調査、博士論文テーマ決定	先進学際科学特別セミナー（必修・通年） 先進学際科学特別研究（必修・通年）
	5		
	6		
	7		
	8		
	9		
	10		
	11		
	12		
	1		
	2		
	3		
	2年	4	研究計画・研究指導計画書提出
5			
6			
7			
8			
9			
10			
11			
12			
1			
2			
3			
3年		4	研究計画・研究指導計画書提出
	5		
	6		
	7		
	8		
	9		
	10		
	11		
	12	学位論文審査申請	
	1	学位論文審査委員、主査・副査決定	
	2	博士論文公聴会・最終試験	
	3	学位授与	

研究指導

学位論文  
審査

○国立大学法人東京農工大学研究倫理委員会規程

(令和5年9月20日教規程第40号)

改正 令和6年4月1日規程第12号 令和7年4月1日規則第3号  
令和7年5月14日規程第27号 令和7年7月1日規則第5号  
令和8年4月1日規程第30号

(設置)

第1条 国立大学法人東京農工大学における研究倫理等について、全学的立場から審議するため、本学に国立大学法人東京農工大学研究倫理委員会(以下「委員会」という。)を置く。

(審議事項)

第2条 委員会は、次の各号に掲げる事項を審議する。

- (1) 研究倫理指針に関すること。
- (2) 研究活動上の不正行為の防止及び対応に関すること。
- (3) 研究インテグリティに関すること。
- (4) その他委員会が、必要と認める事項に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 研究倫理を担当する理事
  - (2) 学術及び研究(学術連携含む。)を担当する副学長
  - (3) 農学研究院副院長又は農学府副府長、工学研究院副院長又は工学府副府長、生物システム応用科学府副府長及び先進学際科学府副府長
  - (4) 農学研究院及び工学研究院の教員 各1人
  - (5) 学術研究支援総合センター研究リスクマネジメント部門長
  - (6) 研究推進部長
  - (7) 総務部長
  - (8) その他次条に規定する委員長が必要と認めた者
- 2 前項第4号に規定する委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、委員に欠員が生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員長は、前条第1項第1号の委員をもって充て、副委員長は、委員の互選により選出する。

- 2 委員長は、委員会を主宰し、その議長となる。
- 3 委員長に事故があるときは、副委員長がその職務を代行する。

(委員会)

第5条 委員会は、委員長が招集するものとする。

- 2 委員会は、委員の過半数の出席をもって成立する。
- 3 議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(招集の請求)

第6条 委員長は、次の各号に掲げる場合は、早急に委員会を招集しなければならない。

- (1) 緊急性のある審議事項が発生した場合
- (2) 委員3分の1以上の請求がある場合

(委員以外の者の出席)

第7条 委員会が必要と認めたときは、委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(研究インテグリティ・マネジメント専門委員会)

第8条 委員会に研究インテグリティ・マネジメント専門委員会（以下「専門委員会」という。）を置く。

2 専門委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 第3条に規定する委員
- (2) 研究推進部長研究総括・リスクマネジメント課長
- (3) 総務部人事課長

3 委員長は、第3条第1項第1号の委員をもって充てる。

4 専門委員会の所掌事項は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 研究インテグリティ・マネジメントに係る規則等の制定及び改廃の審議に関する事項
- (2) 研究インテグリティ・マネジメントに係る要請等に関する事項
- (3) 研究インテグリティ・マネジメントのための調査に関する事項
- (4) 研究インテグリティ・マネジメントに係る教育研修に関する事項
- (5) その他研究インテグリティ・マネジメントに関する重要事項

(小委員会)

第9条 委員会に小委員会を置くことができる。

2 小委員会の委員は、委員会が選出する。

3 小委員会委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(事務)

第10条 委員会の事務は、研究推進部研究総括・リスクマネジメント課において処理する。

(雑則)

第11条 この規程に定めるもののほか、委員会において必要な事項は、委員会が定める。

附 則

- 1 この規程は、令和5年9月20日から施行する。
- 2 国立大学法人東京農工大学研究倫理委員会細則（平成17年11月21日17経教細則第13号）は廃止する。

附 則(令和6年4月1日規程第12号)

この規程は、令和6年4月1日から施行する。

附 則(令和7年4月1日規則第3号)

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

附 則(令和7年5月14日規程第27号)

この規定は、令和7年5月14日から施行し、令和7年4月1日から適用する。

附 則(令和7年7月1日規則第5号)

この規則は、令和7年7月1日から施行する。

附 則(令和8年4月1日規程第30号)

この規程は、令和8年4月1日から施行する。

## ○東京農工大学における研究活動上の不正行為の防止及び対応に関する規程

(平成 27 年 4 月 1 日教規程第 23 号)

改正 平成 27 年 7 月 1 日規程第 47 号 平成 28 年 4 月 1 日規程第 6 号  
平成 30 年 4 月 1 日規程第 12 号 平成 31 年 4 月 1 日規程第 19 号  
令和元年 6 月 27 日規程第 9 号 令和元年 8 月 1 日教規程第 10 号  
令和 3 年 4 月 1 日規程第 15 号 令和 4 年 4 月 1 日教規程第 7 号  
令和 5 年 1 月 1 日規則第 11 号 令和 5 年 4 月 19 日教規程第 22 号  
令和 5 年 7 月 1 日規程第 33 号 令和 7 年 7 月 1 日規則第 5 号

### 第 1 章 総則

(趣旨)

第 1 条 この規程は、東京農工大学(以下「本学」という。)における研究活動上の不正行為の防止及び不正行為が生じた場合における適正な対応について必要な事項を定める。

(定義)

第 2 条 この規程において「不正行為」とは、次の各号に掲げる行為をいう。

(1) 特定不正行為 故意又は研究者としてわきまえるべき基本的な注意義務を著しく怠ったことにより、投稿論文など発表された研究成果に示された以下の行為をいう。

ア 捏造(fabrication) 存在しないデータ又は研究・実験結果等を作成する行為

イ 改ざん(falsification) 研究資料・機器・過程を変更する操作を行い、データ又は研究活動によって得られた結果等を真正でないものに加工する行為

ウ 盗用(plagiarism) 他の研究者のアイデア、分析・解析方法、データ、研究結果、論文又は用語(当該研究者特有の用語に限る。)を当該研究者の了解又は適切な表示なく流用する行為

(2) 不正とみなされる行為 特定不正行為以外の研究活動上の不適切な行為であって、以下に掲げるもののうち、研究者としての行動規範及び社会通念に照らして研究倫理からの逸脱の程度が甚だしいものをいう。

ア 二重投稿 同一内容とみなされる研究論文を複数作成して異なる雑誌等に発表する行為(投稿先学術雑誌等の規定を満たし、二重投稿と解されない状態となったものは除く。)

イ 不適切なオーサシップ 研究論文の著者リストにおいて、著者としての資格を有しない者を挙げ、又は著者としての資格を有する者を除外する行為

ウ 前各号以外の研究活動上の不適切な行為

2 この規程において「研究者等」とは、本学に雇用されて研究活動に従事している者並びに本学の施設及び設備を利用して研究に携わる者をいう。

- 3 この規程において「研究データ」とは、実験・観察記録ノート、実験データその他の研究資料等、研究に基づき外部に発表する論文及び研究成果(以下「研究成果」という。)を導出するために必要とした各種データ等のことをいう。
- 4 この規程において「部局等」とは、国立大学法人東京農工大学組織運営規則第3条第1項、第3条の2第1項、第4条第2項、第5条第1項、第5条の2第1項並びに第6条第1項及び第3項に定める組織及び施設をいう。

(研究者等の責務)

第3条 研究者等は、高い倫理観を保持し、研究活動上の不正行為を行ってはならず、また、他者による不正行為の防止に努めなければならない。

- 2 研究者等は、不正行為を防止するために学内規則等を遵守し、また、第5条から第7条までに規定する者の指示に従わなければならない。
- 3 研究者等は、採用後速やかに本学が指定する研究者倫理に関する教育(以下「研究倫理教育」という。)を必ず受け、修了しなければならない。また、その後も定期的に研究倫理教育を受講しなければならない。
- 4 研究者等は、研究活動の正当性の証明手段を確保するとともに、第三者による検証可能性を担保するため、研究データを第37条に規定する期間適切に保存・管理し、開示の必要性及び相当性が認められる場合には、これを開示しなければならない。

(研究責任者の遵守事項)

第4条 研究室等の責任者、競争的研究資金における補助金等の研究代表者、共同研究の研究担当者及び研究プロジェクトの責任者となる研究者(以下「研究責任者」という。)は、健全な研究活動を保持し、かつ、研究不正が起こらない研究環境を形成するため、次の各号に定める事項を遵守するものとする。

- (1) 研究責任者は、各研究室等の研究施設内において、研究データ及び実験手続などに関し、適宜確認すること。
- (2) 研究責任者は、研究者に対して、研究データは、個人の私的研究記録ではなく、国立大学法人東京農工大学研究開発成果としての有体物の取扱いに関する規程に定める原則として本学に帰属する有体物として、研究者管理の研究データを管理すべきである旨の意識を持たせ適切に管理させるとともに、研究データの記載の方法に関し指導を徹底すること。
- (3) 研究責任者は、研究者に対して、研究データなどを記録した紙及び電子記録媒体などは、論文など成果物の発表後も第37条に規定する期間保存・管理し、他の研究者からの問い合わせ及び調査照会などにも対応できるよう指導を徹底すること。
- (4) 論文を共同で発表するときには、責任著者と共著者との間で責任の分担を確認すること。

第2章 不正防止のための体制

(最高管理責任者)

第5条 最高管理責任者は、研究倫理の向上及び不正行為の防止等に関し、法人全体を統括する権限と責任を有する者とし、学長をもって充てる。

2 最高管理責任者は、公正な研究活動を推進するために適切な措置を講じるものとする。  
(総括責任者)

第6条 本学における研究不正に関する申し立ての処理を総括するため、総括責任者を置く。

2 総括責任者は、国立大学法人東京農工大学研究倫理委員会(以下「研究倫理委員会」)委員長をもって充てる。

3 総括責任者は、最高管理責任者を補佐し、研究活動等の不正防止について本学全体を統括する実質的な責任と権限を持つ。

(研究倫理教育責任者)

第7条 本学における研究倫理教育を実施するため、研究倫理教育責任者を置く。

2 研究倫理教育責任者は、研究倫理委員会副委員長をもって充てる。

(研究倫理教育の実施)

第8条 研究倫理教育責任者は、不正行為を防止するため、研究者等に研究倫理教育を実施する。

2 研究倫理教育を実施するにあたっては、研究者等の職種又は業務実態に則した教育が受講できるよう留意する。

3 研究倫理教育責任者は、本学学生(学部学生及び大学院生)に対して、研究者倫理に関する規範意識を徹底していくため、研究倫理教育を実施する。

### 第3章 通報の受付

(通報窓口の設置)

第9条 不正行為に関する通報又は相談に対応するための通報窓口を研究推進部研究総括・リスクマネジメント課に設置し、担当者を置く。

2 通報窓口は、客観性及び透明性を向上する観点から、外部の機関(第三者)へ業務委託をすることができる。

(通報の取扱い)

第10条 研究活動上の不正行為があると思料する者は、何人も通報窓口を通じ、通報を行うことができる。

2 通報は、電子メール、書面、電話、ファクシミリ又は面談によるものとする。

3 通報は、原則として通報者の氏名、所属、住所等及び不正行為の存在が客観的な根拠とともに示されるもののみを受け付ける。ただし、通報者は、その後の調査において氏名の秘匿を希望することができるものとする。この場合において、当該通報者に対するこの規程に定める通知及び報告は、通報窓口を通じて行うものとする。

- 4 通報窓口は、匿名による通報があったときは、不正行為の存在が客観的な根拠とともに示されるもののみ受け付けるものとする。この場合において、当該通報者に対するこの規程に定める通知及び報告は、行わないものとする。
- 5 通報窓口は、通報を受け付けたときには、速やかに、最高管理責任者及び統括責任者に報告するものとする。
- 6 報道機関、所管官庁等及び学会等の研究コミュニティ等の外部機関から不正行為の疑いが指摘されたときは、第4項に規定する通報を受け付けたものとして取扱うものとする。
- 7 インターネット上に本学に係る不正行為の疑いが掲載されていることを本学が独自に把握した場合は、第4項に規定する通報を受け付けたものとして取扱うものとする。
- 8 本学以外の機関に係る内容の通報があった場合には、当該機関へ回付するものとする。  
(通報の相談)

第11条 研究活動上の不正行為の疑いがあると思料する者で、通報の是非又は手続について疑問がある者は、通報窓口に対して相談をすることができる。

- 2 通報の意思を明示しない相談があったときは、通報窓口は、その内容を確認して相当の理由があると認めるときは、相談者に対して通報の意思の有無を確認するものとする。
- 3 相談の内容が、研究活動上の不正行為が行われようとしている、又は研究活動上の不正行為を求められている等であるときは、通報窓口は、最高管理責任者及び統括責任者に報告するものとする。
- 4 前項の報告があったときは、最高管理責任者又は統括責任者は、その内容を確認し、相当の理由があると認めるときは、その報告内容に関係する者に対して警告を行うものとする。

(通報窓口担当者の義務)

第12条 通報窓口の担当者は、通報又は相談を受け付けるに際し、面談による場合は個室にて実施し、電子メール、書面、電話又はファクシミリ等による場合はその内容を他の者が同時及び事後に見聞できないような措置を講ずるなど、適切な方法で実施しなければならない。

- 2 前項、次条及び第14条の規定は、通報の相談について準用する。

#### 第4章 関係者の取扱い

(秘密保護義務)

第13条 この規程に定める業務に携わるすべての者は、業務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない。本学の役員又は職員等でなくなった後も、同様とする。

- 2 最高管理責任者及び統括責任者は、通報内容及び通報者の秘密を守るとともに、通報についての調査結果の公表まで、通報者及び被通報者の意に反して調査の関係者以外に漏洩しないよう、関係者の秘密保持を徹底する。

- 3 最高管理責任者又は総括責任者は、当該通報に係る事案が外部に漏洩した場合は、通報者及び被通報者の了解を得て、調査中にかかわらず、調査事実について公に説明することができる。ただし、通報者又は被通報者の責に帰すべき事由により漏洩したときは、当該者の了解は不要とする。
- 4 最高管理責任者、総括責任者又はその他の関係者は、通報者、被通報者、調査協力者又は関係者に連絡又は通知をするときは、通報者、被通報者、調査協力者及び関係者等の人権、名誉及びプライバシー等を侵害することのないように、配慮しなければならない。

(通報者及び被通報者の保護)

第14条 本学に所属する全ての者は、通報をしたことを理由として、当該通報者に対して不利益な取扱いをしてはならない。

- 2 最高管理責任者は、通報者に対して不利益な取扱いを行った者がいた場合は、国立大学法人東京農工大学職員就業規則及び国立大学法人東京農工大学職員懲戒規程に従って、その者に対して処分を課することができる。
- 3 最高管理責任者は、悪意に基づく通報であることが判明しない限り、単に通報したことを理由に当該通報者に対して解雇、配置換、懲戒処分、降格、減給その他当該通報者に不利益な措置等を行ってはならない。
- 4 本学に所属する全ての者は、相当な理由なしに、単に通報がなされたことのみをもって、当該被通報者に対して不利益な取扱いをしてはならない。
- 5 最高管理責任者は、相当な理由なしに、被通報者に対して不利益な取扱いを行った者がいた場合は、国立大学法人東京農工大学職員就業規則及び国立大学法人東京農工大学職員懲戒規程に従って、その者に対して処分を課することができる。
- 6 最高管理責任者は、相当な理由なしに、単に通報がなされたことのみをもって、当該被通報者の研究活動の全面的な禁止、解雇、配置換、懲戒処分、降格、減給その他当該被通報者に不利益な措置等を行ってはならない。

(悪意に基づく通報)

第15条 第19条に規定する調査委員会が、調査の過程において当該通報が悪意に基づくものであったと判断した場合は、直ちに調査を中止し、当該通報を悪意に基づくものと認定のうえ、最高管理責任者に報告しなければならない。

- 2 調査の結果、悪意に基づく通報であると認定された場合は、最高管理責任者は、必要に応じて、当該通報者の氏名の公表、懲戒処分及び刑事告発等適正な措置を講じることができる。
- 3 最高管理責任者は、前項の処分が課せられたときは、当該事案に係る研究費等の資金配分機関及び関係省庁(以下「関係機関等」という。)に対して、その措置の内容等を通知する。

## 第5章 不正行為の調査

#### (予備調査の実施)

第 16 条 第 10 条の規定に基づく通報があった場合又は総括責任者がその他の理由により予備調査の必要を認めた場合は、総括責任者は予備調査委員会を設置し、研究不正等の疑義が生じている研究分野の複数の関係する専門家等の協力を得て、速やかに予備調査を実施しなければならない。

- 2 予備調査委員会は、総括責任者が指名する 3 名以上の委員によって組織する。ただし、委員は、通報者及び被通報者と直接の利害関係がない者とする。
- 3 予備調査委員会は、必要に応じて、予備調査の対象者に対して関係資料その他予備調査を実施する上で必要な書類等の提出を求め又は関係者のヒアリングを行うことができる。
- 4 予備調査委員会は、本調査の証拠となり得る研究データ等を保全する措置をとることができる。

#### (予備調査の方法)

第 17 条 予備調査委員会は、通報された行為が行われた可能性、通報の際に示された科学的理由の論理性、通報内容の本調査における調査可能性、その他必要と認める事項について、予備調査を行う。

- 2 通報がなされる前に取り下げられた論文等に対してなされた通報についての予備調査を行う場合は、取り下げに至った経緯及び事情を含め、研究上の不正行為の問題として調査すべきものか否か調査し、判断するものとする。

#### (本調査の決定等)

第 18 条 予備調査委員会は、通報を受け付けた日又は予備調査の指示を受けた日から起算して 30 日以内に、予備調査結果を最高管理責任者及び総括責任者に報告する。

- 2 総括責任者は、予備調査結果を踏まえ、最高管理責任者と協議の上、本調査を行うか否かを直ちに決定する。
- 3 総括責任者は、本調査を実施することを決定したときは、通報者及び被通報者に対して本調査を行う旨を通知し、本調査への協力を求める。
- 4 総括責任者は、本調査を実施しないことを決定したときは、その理由を付して通報者に通知する。この場合には、関係機関等又は通報者の求めがあった場合に開示することができるよう、予備調査に係る資料等を保存するものとする。
- 5 総括責任者は、本調査を実施することを決定したときは、関係機関等に本調査を行う旨を報告するものとする。

#### (研究者倫理調査委員会の設置)

第 19 条 総括責任者は、前条において本調査の実施を決定したときは、研究倫理委員会のもとに研究者倫理調査委員会(以下「調査委員会」という。)を設置し、速やかに事実関係を調査させなければならない。

2 調査委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。ただし、委員の半数以上は本学に属さない外部有識者とする。

(1) 本学役員、教育職員、事務職員の中から総括責任者が指名する者 若干名

(2) 弁護士、公認会計士、研究経験を持つ者等、総括責任者が指名する学外の有識者 若干名

3 前項の委員は、通報者及び被通報者と直接の利害関係がない者とする。

4 委員会に委員長を置き、研究倫理委員会委員長をもって充てる。ただし、研究倫理委員会委員長が通報者及び被通報者と直接の利害関係者である場合は、第2項に規定する者の中から選出するものとする。

5 総括責任者は調査委員会を組織した後、被通報者及び通報者に対し、委員の氏名及び所属等を含む調査委員会構成を通知することとする。

6 被通報者及び通報者は、調査委員会構成の公正性に問題があると判断した場合、当該構成の通知日から7日以内であれば異議の申立てができる。総括責任者はその内容を確認し、妥当と認めた場合、調査委員会の委員を変更することができるものとし、その旨を被通報者及び通報者に通知する。

(本調査の実施)

第20条 調査委員会は、本調査の実施の決定があった日から起算して30日以内に、本調査を開始するものとする。

2 調査委員会は、通報において指摘された当該研究に係る研究データの精査及び関係者のヒアリング等の方法により、不正行為について、事実の有無、その内容、関与した者及びその関与の程度等を調査するものとする。また、内容により被通報者の他事案における不正行為の有無について調査すべきと思料される場合は、通報に係る事案以外の調査も行うものとする。

3 調査委員会は、被通報者及びその他当該通報に係る事案に関係する者に対し、関係資料の提出、事実の証明、事情聴取及びその他調査に必要な事項を求めることができる。

4 調査委員会は、被通報者による弁明の機会を設けなければならない。

5 調査委員会は、被通報者に対し、再実験等の方法によって再現性を示すことを求めることができる。また、被通報者から再実験等の申し出があり、調査委員会がその必要性を認める場合は、それに要する期間及び機会並びに機器の使用等を保障するものとする。

6 調査委員会は、関係する部局等の長に対し、調査協力等適切な対応を指示することができる。

7 通報者、被通報者及びその他当該通報に係る事案に関係する者は、調査が円滑に実施できるよう積極的に協力し、真実を忠実に述べるなど、調査委員会の本調査に誠実に協力しなければならない。

(証拠の保全)

第 21 条 調査委員会は、本調査を実施するに当たって、通報された事案に係る研究活動に関して、証拠となる資料及びその他関係書類を保全する措置をとるものとする。

2 通報された事案に係る研究活動が行われた研究機関が本学でないときは、調査委員会は、通報された事案に係る研究活動に関して、証拠となる資料及びその他関係書類を保全する措置をとるよう、当該研究機関に依頼するものとする。

(調査の中間報告)

第 22 条 調査委員会は、本調査の終了前であっても、関係機関等の求めに応じ、本調査の中間報告を当該関係機関等に提出するものとする。

(調査における研究又は技術上の情報の保護)

第 23 条 調査委員会は、本調査に当たっては、調査対象における公表前のデータ、論文等の研究又は技術上秘密とすべき情報が、調査の遂行上必要な範囲外に漏洩することのないよう、十分配慮するものとする。

(不正行為の疑惑への説明責任)

第 24 条 調査委員会の本調査において、被通報者が通報された事案に係る研究活動に関する疑惑を晴らそうとする場合には、自己の責任において、当該研究活動が科学的に適正な方法及び手続にのっとり行われたこと、並びに論文等もそれに基づいて適切な表現で書かれたものであることを、科学的根拠を示して説明しなければならない。

2 前項の場合において、再実験等を必要とするときは、第 20 条第 5 項の保障を与えなければならない。

## 第 6 章 不正行為の認定

(認定の手続)

第 25 条 調査委員会は、本調査を開始した日から起算して 150 日以内に調査した内容をまとめ、不正行為が行われたか否か、不正行為と認定された場合はその内容及び悪質性、不正行為に関与した者とその関与の度合、不正行為と認定された研究に係る論文等の各著者の当該論文等及び当該研究における役割、その他必要な事項を認定する。

2 調査委員会は、150 日以内に認定を行うことができない合理的な理由がある場合は、その理由及び認定の予定日を付して最高管理責任者に申し出て、その承認を得るものとする。

3 最高管理責任者は、前項の承認をした場合には、関係機関等へ報告するものとする。

4 調査委員会は、不正行為が行われなかったと認定される場合において、調査を通じて通報が悪意に基づくものであると判断したときは、併せて、その旨の認定を行うものとする。

5 調査委員会は、前項の認定を行うに当たっては、通報者に弁明の機会を与えなければならない。

6 調査委員会は、第 1 項及び第 4 項に定める認定が終了したときは、直ちに、最高管理責任者に報告しなければならない。

(認定の方法)

第 26 条 調査委員会は、通報者から説明を受けるとともに、調査によって得られた、物的・科学的証拠、証言又は被通報者の自認等の諸証拠を総合的に判断して、不正行為か否かの認定を行うものとする。

- 2 調査委員会は、被通報者による自認を唯一の証拠として不正行為を認定することはできない。
- 3 調査委員会は、被通報者の説明及びその他の証拠によって、不正行為であるとの疑いを覆すことができないときは、不正行為と認定することができる。研究データ及び関係書類等の不存在等、本来存在するべき基本的な要素の不足により、被通報者が不正行為であるとの疑いを覆すに足る証拠を示せないときも、同様とする。

(調査結果の通知及び報告)

第 27 条 最高管理責任者は、速やかに、調査結果(認定を含む。)を通報者、被通報者及び被通報者以外で研究活動上の不正行為に関与したと認定された者に通知するものとする。

- 2 研究活動上の不正行為に関与したと認定された者が本学以外の機関に所属している場合は、その所属機関にも通知する。
- 3 最高管理責任者は、前 2 項の通知に加えて、調査結果を関係機関等に報告するものとする。
- 4 最高管理責任者は、悪意に基づく通報との認定があった場合において、通報者が本学以外の機関に所属しているときは、当該所属機関にも通知するものとする。

(不服申立て)

第 28 条 研究活動上の不正行為に関与したと認定された者は、通知を受けた日から起算して 14 日以内に、調査委員会に対して不服申立てをすることができる。ただし、その期間内であっても、同一理由による不服申立てを繰り返すことはできない。

- 2 通報が悪意に基づくものと認定された通報者(前項の規定による不服申立ての審議の段階で悪意に基づく通報と認定された者を含む。)は、その認定について、前項の例により、不服申立てをすることができる。
- 3 不服申立ての審査は、調査委員会が行う。最高管理責任者は、新たに専門性を要する判断が必要となる場合は、調査委員会の委員の交代若しくは追加し、又は調査委員会に代えて他の者に審査をさせるものとする。ただし、調査委員会構成の変更等を行う相当の理由がないと認めるときは、この限りでない。
- 4 前項に規定する新たな委員は、第 19 条第 2 項の規定に準じて指名する。
- 5 調査委員会は、当該事案の再調査を行うまでもなく、不服申立てを却下すべきものと決定した場合には、直ちに、最高管理責任者に報告する。報告を受けた最高管理責任者は、不服申立人に対し、その決定を通知するものとする。その際、その不服申立てが当該事案の引き延ばし又は認定に伴う各措置の先送りを主な目的とするものと調査

委員会が判断した場合は、以後の不服申立てを受け付けないことを併せて通知するものとする。

- 6 調査委員会は、不服申立てに対して再調査を行う旨を決定した場合には、直ちに、最高管理責任者に報告する。報告を受けた最高管理責任者は、不服申立人に対し、その決定を通知するものとする。
- 7 最高管理責任者は、第1項の規定による不服申立てがあったときは通報者に対して通知し、第2項の規定による不服申立てがあったときは被通報者に対して通知するものとする。また、関係機関等に通知する。前2項の規定による不服申立ての却下又は再調査の決定をしたときも同様とする。

(再調査)

第29条 前条の規定に基づく不服申立てについて、再調査を実施する決定をした場合には、調査委員会は、不服申立人に対し、先の調査結果を覆すに足るものと不服申立人が思料する資料の提出を求め、その他当該事案の速やかな解決に向けて、再調査に協力することを求めるものとする。

- 2 前項に規定する不服申立人からの協力が得られない場合には、調査委員会は、再調査を行うことなく手続を打ち切ることができる。その場合には、調査委員会は、直ちに最高管理責任者に報告する。報告を受けた最高管理責任者は、不服申立人に対し、その決定を通知するものとする。
- 3 調査委員会は、再調査を開始した場合には、その開始の日から起算して50日以内に、先の調査結果を覆すか否かを決定し、その結果を直ちに最高管理責任者に報告するものとする。ただし、50日以内に調査結果を覆すか否かの決定ができない合理的な理由がある場合は、その理由及び決定予定日を付して最高管理責任者に申し出て、その承認を得るものとする。
- 4 最高管理責任者は、前2項の報告に基づき、速やかに、再調査の結果を通報者、被通報者及び被通報者以外で研究活動上の不正行為に関与したと認定された者に通知するものとする。
- 5 第27条第2項から第4項までの規定は、再調査の結果について準用する。

(調査結果の公表)

第30条 最高管理責任者は、研究活動上の不正行為が行われたとの認定がなされた場合には、速やかに、調査結果を公表するものとする。ただし、第35条に規定する処分内容等の通知と同時に公表することができる。

- 2 前項の公表内容は、原則、次の各号に掲げる事項とし、当該事案の社会的影響、研究不正の軽重、通報者又はその関係者の保護等を勘案して決定するものとする。
  - (1) 研究活動上の不正行為に関与した者の氏名及び所属
  - (2) 研究活動上の不正行為の内容
  - (3) 本学が公表時までに行った措置の内容

- (4) 調査委員会委員の氏名及び所属
  - (5) 調査の方法・手順
  - (6) その他総括責任者が必要と認める事項
- 3 前項の規定にかかわらず、研究活動上の不正行為があったと認定された論文等が、通報がなされる前に取り下げられていたときは、当該不正行為に関与した者の氏名・所属を公表しないことができる。
  - 4 研究活動上の不正行為が行われなかったとの認定がなされた場合には、原則として、調査結果は公表しない。ただし、当該事案が外部に漏洩していた場合又は論文等に故意によるものでない誤りがあった場合は、調査結果を公表するものとする。
  - 5 前項ただし書きの公表における公表内容は、研究活動上の不正行為がなかったこと、論文等に故意によるものではない誤りがあったこと、及び第2項を準用するものとする。
  - 6 最高管理責任者は、悪意に基づく通報が行われたとの認定がなされた場合には、通報者の氏名・所属を公表することができる。
  - 7 公表の手段は、別に定める。

#### 第7章 措置及び処分

(本調査中における一時的措置)

第31条 最高管理責任者は、本調査を行うことを決定したときから調査委員会の調査結果の報告を受けるまでの間、被通報者に対して、通報された研究費等の一時的な支出停止等の必要な措置を講じることができる。

- 2 最高管理責任者は、関係機関等から、被通報者の該当する研究費等の支出停止等を命じられた場合には、それに応じた措置を講じるものとする。

(研究費等の使用中止)

第32条 最高管理責任者は、研究活動上の不正行為に関与したと認定された者、研究活動上の不正行為が認定された論文等の内容に責任を負う者として認定された者及び研究費等の全部又は一部について使用上の責任を負う者として認定された者(以下「被認定者」という。)に対して、直ちに研究費等の使用中止を命ずるものとする。

(論文等の取下げ等の勧告)

第33条 最高管理責任者は、被認定者に対して、研究活動上の不正行為と認定された論文等の取下げ、訂正又はその他の措置を勧告するものとする。

- 2 被認定者は、前項の勧告を受けた日から起算して14日以内に勧告に応ずるか否かの意思表示を最高管理責任者に行わなければならない。

- 3 最高管理責任者は、被認定者が第1項の勧告に応じない場合は、その事実を公表するものとする。

(措置の解除等)

第 34 条 最高管理責任者は、研究活動上の不正行為が行われなかったものと認定された場合は、本調査に際してとった研究費等の支出停止等の措置を解除するものとする。証拠保全の措置については、不服申立てがないまま申立期間が経過した後又は不服申立ての審査結果が確定した後、速やかに解除する。

2 最高管理責任者は、研究活動上の不正行為を行わなかったと認定された者の名誉を回復する措置及び不利益が生じないための措置を講じるものとする。  
(処分)

第 35 条 最高管理責任者は、本調査の結果、研究活動上の不正行為が行われたものと認定された場合は、当該研究活動上の不正行為に関与した者に対して、法令、国立大学法人東京農工大学職員就業規則及び国立大学法人東京農工大学職員懲戒規程に従って、処分を課すものとする。

2 最高管理責任者は、前項の処分が課されたときは、関係機関等に対して、その処分の内容等を通知する。  
(是正措置等)

第 36 条 研究倫理委員会は、本調査の結果、研究活動上の不正行為が行われたものと認定された場合には、最高管理責任者に対し、速やかに是正措置、再発防止措置、その他必要な環境整備措置(以下「是正措置等」という。)をとることを勧告するものとする。

2 最高管理責任者は、前項の勧告に基づき、関係する部局等の長に対し、是正措置等をとることを命ずる。また、必要に応じて、本学全体における是正措置等をとるものとする。  
3 最高管理責任者は、前項の規定に基づいてとった是正措置等の内容を関係機関等に対して報告するものとする。

## 第 8 章 その他

(研究データの保存期間)

第 37 条 研究データの保存期間は、研究成果の発表時点から原則 10 年とする。

2 前項の規定にかかわらず、研究分野の特性により、10 年を超えた保存期間の設定が必要な場合は、研究成果の発表時点で研究者等が自ら期間を定めることができる。

3 第 1 項の規定にかかわらず、保存する研究データの中に、法令等により保存期間が規定されるものがある場合には、当該データについてはその法令等の定める期間に合わせて保存期間を定めることとする。ただし、法令等の保存期間が 10 年未満で期間満了後の即時破棄が明記されていない場合には、第 1 項の期間に準じて保存期間を定めることとする。

4 第 1 項の規定にかかわらず、外部から研究データを受領するにあたり、データの保存期間に関する契約又は定めが別途ある場合は、当該契約等で定められた期間に合わせて保存期間を定めることとする。

(関係委員会等の連携)

第 38 条 通報の内容や、調査の結果により、競争的資金等の不正に係る調査委員会、懲戒に関する委員会等と適宜連携するものとする。

(事務)

第 39 条 この規程に関する事務は、地区事務部及び関係部署の協力を得て、研究推進部 研究総括・リスクマネジメント課で行う。

(雑則)

第 40 条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この規程は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 国立大学法人東京農工大学研究上の不正に関する取扱い要項(平成 18 年 4 月 1 日制定)は、廃止する。

附 則(平成 27 年 7 月 1 日規程第 47 号)

この規程は、平成 27 年 7 月 1 日から施行する。

附 則(平成 28 年 4 月 1 日規程第 6 号)

この規程は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 30 年 4 月 1 日規程第 12 号)

この規程は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 31 年 4 月 1 日規程第 19 号)

この規程は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(令和元年 6 月 27 日規程第 9 号)

この規程は、令和元年 6 月 27 日から施行し、平成 31 年 4 月 1 日より適用する。

附 則(令和元年 8 月 1 日教規程第 10 号)

この規程は、令和元年 8 月 1 日から施行する。

附 則(令和 3 年 4 月 1 日規程第 15 号)

この規程は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(令和 4 年 4 月 1 日教規程第 7 号)

この規程は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(令和 5 年 1 月 1 日規則第 11 号)

この規則は、令和5年1月1日から施行する。

附 則(令和5年4月19日教規程第22号)

この規程は、令和5年4月19日から施行し、令和5年4月1日から適用する。

附 則(令和5年7月1日規程第33号)

この規程は、令和5年7月1日から施行する。

附 則(令和7年7月1日規則第5号)

この規則は、令和7年7月1日から施行する。

○国立大学法人東京農工大学人を対象とする研究に関する倫理審査委員会細則

(平成30年6月1日細則第19号)

改正 平成31年4月1日規程第19号 平成31年4月15日細則第9号

令和3年4月1日規程第15号 令和4年4月1日規則第4号

令和5年1月1日規則第11号 令和5年4月1日規程第7号

令和6年4月1日規程第12号 令和7年4月1日規則第3号

令和7年7月1日細則第9号 令和8年4月1日細則第27号

(趣旨)

第1条 この細則は、国立大学法人東京農工大学人を対象とする研究の実施に関する規程第4条第2項に基づき、国立大学法人東京農工大学(以下「本学」という。)に置かれる人を対象とする研究倫理審査委員会(以下「委員会」という。)に関し必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 委員会は、本学における人を対象とする研究が、人権擁護に関わる倫理的観点及び科学的観点から適正に遂行されるために必要な事項を審議することを目的とする。

(審議事項)

第3条 委員会は、次の各号に掲げる事項を審議する。

- (1) 研究対象者の人権に関わる人を対象とする研究の倫理についての基本事項に関すること。
- (2) 人を対象とする研究の研究計画の審査に関すること。
- (3) 研究者等に対して実施する教育・研修の実施に関すること。
- (4) 人を対象とする研究に係る個人情報の保護に関すること。
- (5) その他人を対象とする研究に関すること。

2 前項に定めるもののほか、委員会は、実施中又は終了(中止の場合を含む。以下同じ。)した人を対象とする研究の適正性及び信頼性を確保するための調査を行うことができる。

(組織)

第4条 委員会は、学長が指名又は委嘱する次の各号に掲げる委員をもって組織し、学外者2人以上並びに男性及び女性がそれぞれ1人以上を含まなければならない。

- (1) 学術及び研究(学術連携含む。)を担当する副学長
- (2) 農学研究院副院長又は農学府副府長及び工学研究院副院長又は工学府副府長
- (3) 農学研究院又は工学研究院の教員6人
- (4) 健康・相談総合支援機構の医師1人
- (5) 研究推進部研究総括・リスクマネジメント課長
- (6) 倫理学・法律学の専門家等、人文・社会科学の学外の有識者 1人以上

- (7) 研究対象者の観点をもつ学外の一般者 1人以上
  - (8) その他学長が必要と認めた者 若干人
- 2 前項第3号、第4号及び第6号から第8号までの委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員長は、前条第1項第1号の副学長をもって充て、副委員長は、委員の互選により選出する。

- 2 委員長は、委員会を主宰し、その議長となる。
- 3 委員長に事故があるときは、副委員長がその職務を代行する。

(議事)

第6条 委員会は、委員長が招集するものとする。

- 2 委員会は、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当しなければ開くことができない。
  - (1) 過半数の委員が出席していること。
  - (2) 男性及び女性の委員がそれぞれ1人以上出席していること。
  - (3) 第4条第4号の委員が出席していること。
  - (4) 第4条第6号及び第7号の委員がそれぞれ1人以上出席していること。
- 3 審査の対象となる、人を対象とする研究の研究計画に関係する委員は、当該研究計画の審査及び議決に加わることはできない。
- 4 議事は、原則として出席委員の全会一致をもって決定するよう努めなければならない。ただし、審議の結果、全会一致が困難な場合には、出席委員の4分の3以上の賛成をもって委員会の議決とすることができる。

(審査の方針)

第7条 委員会は、第3条第1項第2号に規定する人を対象とする研究の研究計画を審査する場合は、次の各号に掲げる事項に留意し、審議しなければならない。

- (1) 研究対象者の人権の擁護に関すること。
- (2) 研究対象者に研究への理解を求め、その同意を得ること。
- (3) 研究によって生じる研究対象者への不利益及び危険性と科学上の貢献度に関すること。

(研究計画書の審査手続き等)

第8条 委員会は、学長から意見を求められた研究計画について審査し、その結果を書面により学長へ答申するものとする。

- 2 委員会は、審査にあたり必要と認めたときは、当該研究計画の研究責任者等を出席させ、その説明及び意見を求めることができる。

(委員以外の者の出席)

第9条 委員会は、必要があると認めた場合は、委員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(迅速審査)

第10条 委員会は、軽微な事項の審査について、委員会が指名する委員による迅速審査に付することができる。この場合において、迅速審査の対象となる、人を対象とする研究の研究計画に係る委員は、当該研究計画の迅速審査及び議決に加わることはできない。

2 前項の迅速審査に付すことのできる事項は、次の各号に掲げる事項とする。

(1) 他の研究機関と共同して実施される人を対象とする研究であって、既に当該研究の全体について共同研究機関において倫理審査委員会の審査を受け、その実施について適当である旨の意見を得ている場合の審査

(2) 研究計画書の軽微な変更に関する審査

(3) 侵襲を伴わない人を対象とする研究であって介入を行わないものに関する審査

(4) 軽微な侵襲を伴う人を対象とする研究であって介入を行わないものに関する審査

3 迅速審査の結果は、委員会の意見として取り扱うものとし、当該審査結果は全ての委員に報告されなければならない。

(学長への勧告)

第11条 委員会は、審査を行った研究について、倫理的観点及び科学的観点から必要な調査を行い、学長に対して、研究計画書の変更、研究の中止、その他当該研究に関し必要な意見を述べることができる。

(守秘義務)

第12条 委員及び委員会の事務に従事する者は、その業務上知り得た情報を正当な理由なく漏らしてはならない。その業務に従事しなくなった後も同様とする。

(教育・研修)

第13条 委員及びその事務に従事する者は、審査及び関連する業務に先立ち、倫理的観点及び科学的観点からの審査等に必要な知識を習得するための教育・研修を受けなければならない。また、その後も、適宜継続して教育・研修を受けなければならない。

(保存)

第14条 委員会が審査を行った研究に関する審査資料は、当該研究の終了について報告される日までの期間(侵襲(軽微な侵襲を除く。))を伴う研究であって介入を行うものに関する審査資料にあっては、当該研究の終了について報告された日から5年を経過した日までの期間)、適切に保存するものとする。

(公開)

第15条 委員会の構成、組織及び運営並びに審査の概要は公開するものとする。ただし、委員会が研究対象者及びその関係者の人権又は研究者等及びその関係者の権利利益の保護のため、非公開が適当であると判断したものについては、その限りではない。

(事務)

第16条 委員会の事務は、研究推進部研究総括・リスクマネジメント課において処理する。

(雑則)

第17条 この細則に定めるもののほか、委員会の運営等に関し必要な事項は、委員会が別に定める。

附 則

この細則は、平成30年6月1日から施行する。

附 則(平成31年4月1日規程第19号)

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

附 則(平成31年4月15日細則第9号)

この細則は、平成31年4月15日から施行し、平成31年4月1日から実施する。

附 則(令和3年4月1日規程第15号)

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

附 則(令和4年4月1日規則第4号)

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

附 則(令和5年1月1日規則第11号)

この規則は、令和5年1月1日から施行する。

附 則(令和5年4月1日規程第7号)

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

附 則(令和6年4月1日規程第12号)

この規程は、令和6年4月1日から施行する。

附 則(令和7年4月1日規則第3号)

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

附 則(令和7年7月1日細則第9号)

この細則は、令和7年7月1日から施行する。

附 則(令和8年4月1日細則第27号)

この細則は、令和8年4月1日から施行する。

# 大学院先進学際科学府修士課程（博士前期課程）との関係について

農学・工学を基盤とした自然科学から人文社会科学にまたがる領域で、実験科学・計算科学・データ科学を融合させ、高度な数理・データサイエンス・AI技術等による解析や「予測」に基づき、食農・エネルギー・健康・環境などの科学的・社会的課題の解決、及び持続的社会的の実現に向けた新しい知や価値の創出に取り組む高度情報人材を育成する。

## 大学院先進学際科学府

### 先進学際科学専攻

#### 博士前期課程 [2年]

(入学定員：99人)

#### 予測情報学コース

(募集人員：30人)

資源・エネルギー科学  
コース (募集人員：23人)

食料・環境科学コース  
(募集人員：23人)

健康・福祉科学コース  
(募集人員：23人)

#### 博士後期課程 [3年]

(入学定員：27人)

#### 予測情報学コース

(募集人員：5人)

融合科学コース  
(募集人員：22人)

<学位：農学・工学・学術・**応用情報学**>

#### 共同先進健康科学専攻

博士課程 [3年]

(入学定員：6人)

<学位：生命科学>